

近畿ブロック発注者協議会（第14回）（WEB開催）

日時：令和3年8月5日

14:00～16:00

議事次第

I. 開会

II. 挨拶

III. 議事

- | | |
|------------------------------|--------|
| 1. 近畿ブロック発注者協議会の運営 | (報告) |
| 2. 協議会設置要領・運営規則（改正案） | (照会) |
| 3. 令和2年度近畿ブロック発注者協議会の取組 | (報告) |
| 4. 新・全国統一指標を踏まえた令和3年度の取組について | (意見交換) |
| 5. 基準・要領システム等の標準化・共有化 | (報告) |
| 6. 発注情報一括公表の取組 | (報告) |

IV. その他

- | | |
|----------------|--------|
| 近畿地方整備局からの情報提供 | (情報提供) |
|----------------|--------|

【配布資料】

- 議事次第
- 資料-1 近畿ブロック発注者協議会の運営
- 資料-2 協議会設置要領・運営規則（改正案）
- 資料-3 令和2年度近畿ブロック発注者協議会の取組
- 資料-4 新・全国統一指標を踏まえた令和3年度の取組について
- 資料-5 基準・要領システム等の標準化・共有化
- 資料-6 発注情報の一括公表の取組
- 資料-7 近畿地方整備局からの情報提供（営繕部）
 - ・営繕工事における各種取組
 - ・官庁営繕の技術基準
 - ・公共建築相談窓口
- 資料-8 近畿地方整備局からの情報提供（企画部）
 - ・週休2日確保に向けた取組
 - ・近畿地方 i-Construction 大賞
 - ・建設キャリアアップシステム（CCUS）

近畿ブロック発注者協議会の運営



近畿地方整備局

運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できる連携・支援体制を強化

■近畿ブロック発注者協議会の体制

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、**発注者間の連携・調整を図るため、近畿ブロック発注者協議会を設置**（平成20年度に設置）
- 各種取組みを重点的に検討、調整し、より効率的な展開を図れるよう「工事検査分科会」を新設(H28.4)

■近畿ブロック発注者協議会の構成図

■近畿ブロック発注者協議会

- 国の機関 14機関
国土交通省、農林水産省、財務省、経済産業省、環境省、防衛省、警察庁、林野庁、海上保安庁、高等裁判所

- 地方公共団体 25機関
7府県、4政令市、14市町村

- 特殊法人等 14機関

連携

■府県毎地域発注者協議会

- 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

- 全市町村（211市町村）

- 近畿地方整備局

- 政令市（オブザーバー）

■近畿ブロック発注者協議会 幹事会

- 発注者協議会の53機関

運営分科会

・工事検査分科会 (H28.4設置)

分科会

滋賀県・大阪府(平成28年度)、京都府(平成29年度)、兵庫県(平成30年度)に分科会を設立

近畿ブロック地域発注者協議会 成果

○全国統一指標、発注見通しの統合公表の取組状況とともに改善

◆成果

■全国統一指標（平成29年度より）

①適正な予定価格の設定

- 最新の積算基準と基準適用外の要領を整備

65% (H29.7)  **94%** (R3.5)

●最新単価を用いて積算を実施

77% (H29.7)  **91%** (R3.5)

②適切な設計変更

- 設計変更ガイドラインを策定、活用

19% (H29.7)  **68%** (R3.5)

③施工時期の平準化（件数）

- 平準化率0.6以上の機関数

46% (H29.7)  **49%** (R1.6)

■発注見通しの統合公表（平成29年7月より）

●参加団体の割合

5% (H30.9)  **100%** (R1.7)

◆近畿地方整備局の取組

- 地域発注者協議会への地整職員の出席
具体的な課題等の把握を行うとともに、積極的に情報提供や意見交換を実施
- 近畿ブロック発注者協議会にあわせ局長と参加市町村長との意見交換会を開催
- 地整工事検査への自治体職員の臨場
R1 16工事（府県21名、市町村3名）
- 自治体総合評価審査委員へ地整職員の派遣
自治体からの依頼に応じ、管内事務所から職員を委員として派遣
- 自治体への出前講座の実施
R2 110名派遣（2府県、2市町村）

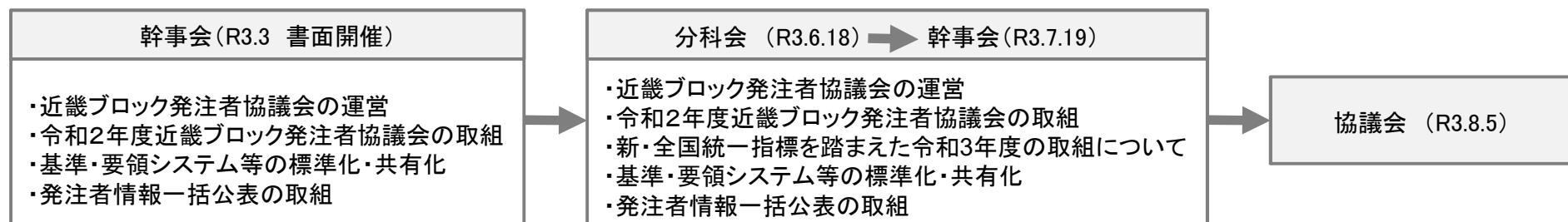


《和歌山県地域発注者協議会の開催状況》

令和3年度近畿ブロック発注者協議会スケジュール

	令和2年度				令和3年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
近畿ブロック発注者協議会								
・協議会			☆10月(書面)			☆8/5		
・幹事会		☆7月(書面)		☆3月(書面)	☆7/19			
・運営分科会			☆10/14	☆12/9	☆2/9	☆6/18		
・工事検査分科会								
各府県地域発注者協議会								
・福井県			☆10/28分					
・滋賀県			☆9/14分	☆12月協(書面) ☆10/30分 ☆12/24分	☆3/1分(書面)	☆7/20協(web) ☆7/26分(web)		
・京都府			☆10月協(書面)	☆2月分(書面)				
・大阪府				☆2月協(書面)				
・兵庫県				☆3月分・協(書面)	☆8/20協			
・奈良県			☆11月協(書面)					
・和歌山県	☆4/30幹(書面) ☆6/17協(書面)				☆6月幹(書面) ☆7月協(書面)			

※ 協:協議会、幹:幹事会、分:分科会



「近畿ブロック発注者協議会」設置要領(改正案)

(名称)

第1条 本会は、近畿ブロック発注者協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、近畿地方における国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、
発注者の責務を果たすため、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換
や情報共有などを行い、連携強化や支援及び発注者間相互の連絡調整を図り、もって近畿ブロック
における公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

(事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整等を行う。

- 一 公共工事の品質確保の促進に関する施策に対する目標設定や実施状況
- 二 発注者間相互の連携及び協力
- 三 発注者への支援
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、国土交通省近畿地方整備局長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、農林水産省近畿農政局農村振興部長及び代表府県部長をもってあてる。
- 5 副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村委員は各府県市長会会长、町村会会长をもってあてる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長または会長が指名する者が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置くものとし、幹事会の会議は、幹事長が招集する。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、国土交通省近畿地方整備局企画部長をもってあてる。
- 4 幹事会に、副幹事長を置き、幹事長が指名する。
- 5 副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村幹事は各府県市長会会长、町村会会长を担当する市町村技術管理主管部長(課長)等をもってあてる。

(分科会)

第7条 幹事会の効率的な運営を図るため、必要に応じて分科会を設置することができる。

(地域発注者協議会)

第8条 近畿ブロックの全ての市町村における公共工事の品質確保を促進するため、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の各府県に地域発注者協議会を設置する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、近畿地方整備局(企画部技術管理課)が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成 20 年 11 月 13 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 3 月 24 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 8 月 24 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 8 月 22 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 8 月 9 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 8 月 6 日から施行する。

この要領は、令和元年 8 月 7 日から施行する。

この要領は、令和2年 7月から施行する。

この要領は、令和3年 8 月 5 日から施行する。

第4条関係(委員)

会長　国土交通省　近畿地方整備局長
副会長　農林水産省　近畿農政局　農村振興部長
副会長　代表府県部長

委員　警察庁　近畿管区警察局　総務監察部長
財務省　近畿財務局　管財部長
財務省　大阪国税局　総務部次長
農林水産省　林野庁　近畿中国森林管理局　総務企画部長
経済産業省　近畿経済産業局　総務企画部長
国土交通省　近畿地方整備局　総務部長
国土交通省　近畿地方整備局　企画部長
国土交通省　近畿地方整備局　営繕部長
国土交通省　近畿地方整備局　港湾空港部長
国土交通省　近畿運輸局　総務部長
国土交通省　大阪航空局　空港部長
国土交通省　海上保安庁　第五管区海上保安本部　經理補給部長
国土交通省　海上保安庁　第八管区海上保安本部　総務部長
環境省　近畿地方環境事務所長
防衛省　近畿中部防衛局　調達部長
大阪高等裁判所　会計課長

福井県　土木部長
滋賀県　土木交通部長
滋賀県　農政水産部長
京都府　建設交通部長
京都府　農林水産部技監
大阪府　都市整備部長
大阪府　環境農林水産部長
兵庫県　県土整備部長
兵庫県　農政環境部長
奈良県　県土マネジメント部長
奈良県　農林部長　**食と農の振興部長**
和歌山県　県土整備部長
和歌山県　農林水産部長

京都市 建設局長
大阪市 建設局長
堺市 建設局長
神戸市 建設局長
福井市長
池田町長
東近江市長
豊郷町長
綾部市長 舞鶴市長
井手町長
松原市長 東大阪市長
岬町長
相生市長
佐用町長
奈良市長 天理市長
高取町長 天川村長
橋本市長
みなべ町長 九度山町長
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部長
西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部長
本州四国連絡高速道路(株) 長大橋技術センター長 **長大橋・技術部長**
阪神高速道路(株) 技術部長
新関西国際空港(株) 技術・安全部長
(独)国立文化財機構 京都国立博物館 副館長
(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 副館長
(独)国立美術館 京都国立近代美術館 館長
(独)国立美術館 国立国際美術館 館長
(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 研究支援推進部長
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 大阪支社 **北陸新幹線建設局** 総務部長
(独)都市再生機構 西日本支社 副支社長
(国研)日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証本部 事業管理部長
日本下水道事業団 近畿総合事務所 事務所長

第6条関係(幹事)

幹 事 長 国土交通省 近畿地方整備局 企画部長
 副幹事長 農林水産省 近畿農政局 農村振興部 設計課長
 副幹事長 代表府県課(室)長

幹 事 警察庁 近畿管区警察局 総務監察部 会計課長
 財務省 近畿財務局 管財総括第三課長
 財務省 大阪国税局 営繕監理官
 農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部 経理課長
 経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部 会計課長
 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約管理官
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術調整管理官
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術開発調整官
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 総括技術検査官
 国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 営繕品質管理官
 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 事業計画官
 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課長
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術管理課長
 国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 技術・評価課長
 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 品質確保室長
 国土交通省 近畿運輸局 総務部 会計課長
 国土交通省 大阪航空局 技術管理官
 国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 経理補給部 経理課長
 国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部 経理課長
 環境省 近畿地方環境事務所 自然環境整備課長
 防衛省 近畿中部防衛局 調達部 調達計画課長
 大阪高等裁判所 会計課長補佐

福井県 土木部 土木管理課長
 滋賀県 土木交通部 技術管理課長
 滋賀県 農政水産部 農政課長
 京都府 建設交通部 建設交通部理事(指導検査課長)
 京都府 農林水産部 農村振興課長
 大阪府 都市整備部 事業管理室 技術管理課長
 大阪府 環境農林水産部 検査指導課長
 大阪府 総務部契約局 建設工事課長

兵庫県 県土整備部 県土企画局 技術企画課長
兵庫県 農政環境部 農政企画局 総務課長
奈良県 県土マネジメント部 技術管理課長
奈良県 農林部 食と農の振興部 農村振興課長
和歌山県 県土整備部 技術調査課長
和歌山県 県土整備部 公共建築課長
和歌山県 農林水産部 農業農村整備課長
京都市 建設局 監理検査課長
大阪市 建設局 工事監理担当課長
堺市 建設局 土木部 参事(区局連携・監理・調整担当)
神戸市 建設局 担当部長(技術管理担当)
福井市 財政部長
池田町 町土整備課長
東近江市 契約検査課長
豊郷町 企画振興課長
綾部市 監理課長 舞鶴市 指導検査課長
井手町 理事(建設課長)
松原市 総務部契約検査室長 東大阪市 行政管理部契約検査室契約課長
岬町 総務課長
相生市 財政部財政課長
佐用町 総務課長
奈良市 契約課長 天理市 総務課付課長
高取町 総務課長 天川村 産業建設課長
橋本市 総務課長
みなべ町 総務課長 九度山町 総務課長
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部施設管理課長
西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部 技術課長
本州四国連絡高速道路(株) 長大橋技術センター
長大橋・技術部 技術管理課長
阪神高速道路(株) 技術部 技術管理課長
新関西国際空港(株) 技術・安全部長
(独)国立文化財機構 京都国立博物館 総務課長
(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 総務課長
(独)国立美術館 京都国立近代美術館 総務課長
(独)国立美術館 国立国際美術館 総務課長
(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所
研究支援推進部 研究支援課長
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 大阪支社 北陸新幹線建設局

総務部 契約課長
(独)都市再生機構 西日本支社 技術監理部 工務・品質管理課長
(国研)日本原子力研究開発機構
敦賀廃止措置実証本部 事業管理部調達課長
日本下水道事業団 近畿総合事務所 施工管理課長

「近畿ブロック発注者協議会」運営規則

「近畿ブロック発注者協議会」設置要領について、下記のとおり運営規則を定める。

記

第3条関係

【活動内容】

協議会は公共工事の品質確保に向けた次の各号にあげる事項について討議を行う。

- ①総合評価の導入・拡大
- ②品質確保に関する取組みの情報共有・促進等
- ③地域貢献に関する評価の普及促進
- ④受注者間における適正な関係の構築

第4条、第7条関係

【副会長、副幹事長】

地方公共団体の代表で就任していただく協議会副会長及び副幹事長については、以下の順番制とする。

平成25年度	和歌山県
平成26年度	兵庫県
平成27年度	大阪府
平成28年度	京都府
平成29年度	滋賀県
平成30年度	福井県
令和元年度	奈良県
令和 2年度	和歌山県
令和 3年度	兵庫県
令和 4年度	大阪府
令和 5年度	京都府
令和 6年度	滋賀県
令和 7年度	福井県
令和 8年度	奈良県
令和 9年度	和歌山県

令和3年8月5日

近畿ブロック発注者協議会(第14回) 資料

資料-3

令和2年度近畿ブロック発注者協議会の取組



近畿地方整備局

令和2年度近畿ブロック発注協の取組

1. 【適切な設計変更】 <全国統一指標>

- ⇒ 変更手続の円滑な実施を目的として、ガイドライン(設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要となる書類の例等についてとりまとめた指針)の策定に努め、これを活用する。
- ⇒ 施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

2. 【施工時期等の平準化】 <全国統一指標>

- ⇒ 債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期の平準化に努める。

3. 【適正な予定価格の設定】 <全国統一指標>

- ⇒ 予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離している恐れがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。
- ⇒ 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。

4. 【ダンピング対策】

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。

5. 【入札契約方式の選択】

⇒各発注者は、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、適用する。

各機関における入札契約方式について、実情に応じ、総合評価落札方式の適応を検討する。

運用指針本文:

- 変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手續に必要となる書類の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する。

【指標】 品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況

【定義】 関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

【指標分類】

- a: ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施。
- b: 設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施。
- c: 設計変更を実施していない。



【近畿目標】
・府県・政令市のガイドラインの活用状況について確認。
・すべての市町村で「ガイドラインの策定、又は、府県のガイドラインの準用」が図れるよう
に推進を図る。

適切な設計変更(ガイドラインの策定・活用状況)

【現状】

府 県

- 全府県でガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している。

政令指定都市

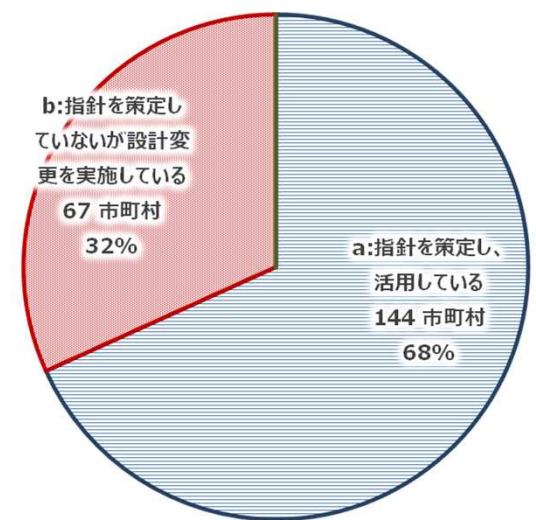
- 全政令指定都市でガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している。

市町村

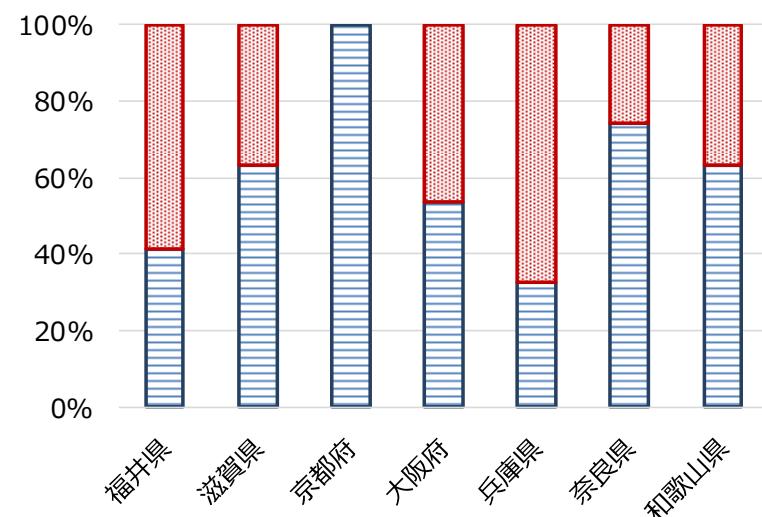
- 全ての市町村で設計変更を実施していると回答(入契法調査)
- ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
127市町村(60%)R2.12 ⇒ 144市町村(68%)R3.5
- 策定していないが設計変更を実施
84市町村(40%)R2.12 ⇒ 67市町村(32%)R3.5

市町村におけるガイドラインの策定状況はR2.12からR3.5で60%から68%に増加。
⇒ 「設計変更ガイドラインの策定」について、引き続き推進を図る。

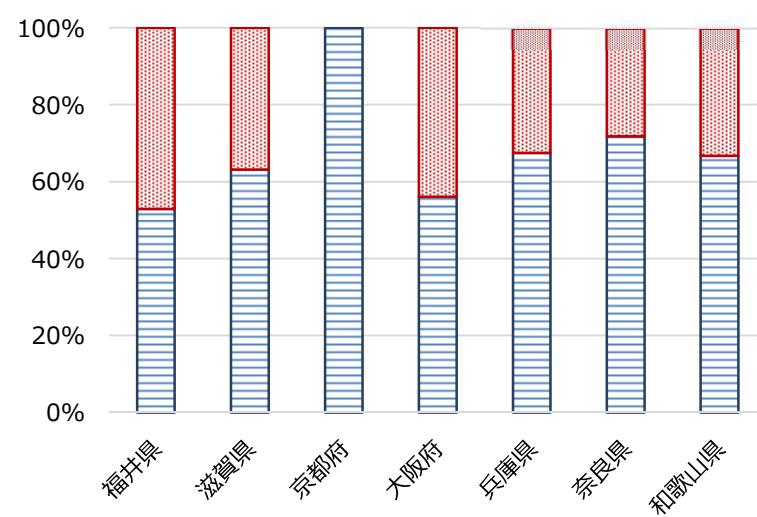
令和3年5月現在



令和2年12月現在



令和3年5月現在



■ b:指針を策定していないが設計変更を実施している
■ a:指針を策定し、活用している

発注や施工時期等の平準化(地方公共団体における取組(さ・し・す・せ・そ))

地方公共団体における平準化の取組事例について～平準化の先進事例「さしせそ」～【第4版】
令和2年4月 土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室

<https://www.mlit.go.jp/common/001344000.pdf>

① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

② (し) 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手方式等を積極的に活用

※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤ (そ) 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期（特に4～6月）における工事の執行率（契約率）の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

施工時期等の平準化

【現状】

府県・政令指定都市

- ①債務負担行為の活用は100%実施。
- ②柔軟な工期設定は82%(令和2年12月調べ) ⇒ 82%(令和3年5月調べ)を維持。
- ③速やかな繰越し手続き73%(令和2年12月調べ) ⇒ 73%(令和3年5月調べ)を維持。
- ④積算の前倒し91%(令和2年12月調べ) ⇒ 91%(令和3年5月調べ)を維持。
- ⑤早期執行のための目標設定100%(令和2年12月調べ) ⇒ 100%(令和3年5月調べ)を維持。

施工時期等の平準化【府県・政令市】

「地方公共団体における平準化の取組事例について」より抜粋							
①債務負担行為の活用	②柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)	③速やかな繰越し手続き	④積算の前倒し	⑤早期執行のための目標設定			
				R3年度設定目標	R2年度達成状況	R2年度設定目標	
福井県	○	○	○	○	平準化率0.76(R7.3)	平準化率0.68 (R元年度)	平準化率0.8
滋賀県	○	○	○	○	平準化率85%以上	平準化率80%	平準化率85%以上
京都府	○	○	○	○	上半期約530億円発注	R2年度設定目標 達成	上半期約530億円の発注目標
大阪府	○		○	○	上半期入札公告率95%を目標として設定	上半期入札公告率85%	上半期入札公告率94%を目標として設定
兵庫県	○	○	○	○	上半期発注70%	70.10%	上半期発注70%
奈良県	○	○	○	○	設計金額5千万円以上の工事について、工程上やむを得ないものなどを除いて上半期発注	上半期発注率50% (金額)	設計金額5千万円以上の工事について、工程上やむを得ないものなどを除いて上半期発注
和歌山県	○	○	○	○	72.7%(進行管理対象工事の当初予算と未契約繰越しを合わせた上半期発注率の計画値)	43.9%(進行管理対象工事の当初予算と未契約繰越しを合わせた上半期発注率の計画値)	55.5%(進行管理対象工事の当初予算と未契約繰越しを合わせた上半期発注率の計画値)
京都市	○	○	○	○	各工事担当部署で設定	各工事担当部署毎に評価	各工事担当部署毎に設定
大阪市	○	○		○	R5年度を目標に国が示す参考指標の平準化率0.8を目指す。	債務負担行為、余裕期間制度を有効に活用。0.8を目指す。	R5年度を目標に国が示す参考指標の平準化率0.8を目指す。
堺市	○		○	○	国から示された平準化率0.8を目指す	未確定	国から示された平準化率0.8を目指す
神戸市	○	○	○	○	上半期発注64%	達成率 72%	上半期発注62%
合計	11	9	8	10	11		
取り組み実施率	100%	82%	73%	91%	100%		

施工時期等の平準化 【市町村】

「地方公共団体における平準化の取組事例について」より抜粋					
①債務負担行為の活用	②柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)	③速やかな繰越し手続き	④積算の前倒し	⑤早期執行のための目標設定	
福井県	10	1	15	6	11
滋賀県	5	5	5	11	17
京都府	13	2	18	19	15
大阪府	23	4	10	23	11
兵庫県	32	10	18	19	26
奈良県	5	5	20	7	14
和歌山県	9	3	12	13	29
合計	97	30	98	98	123
取り組み実施率	46%	14%	46%	46%	58%

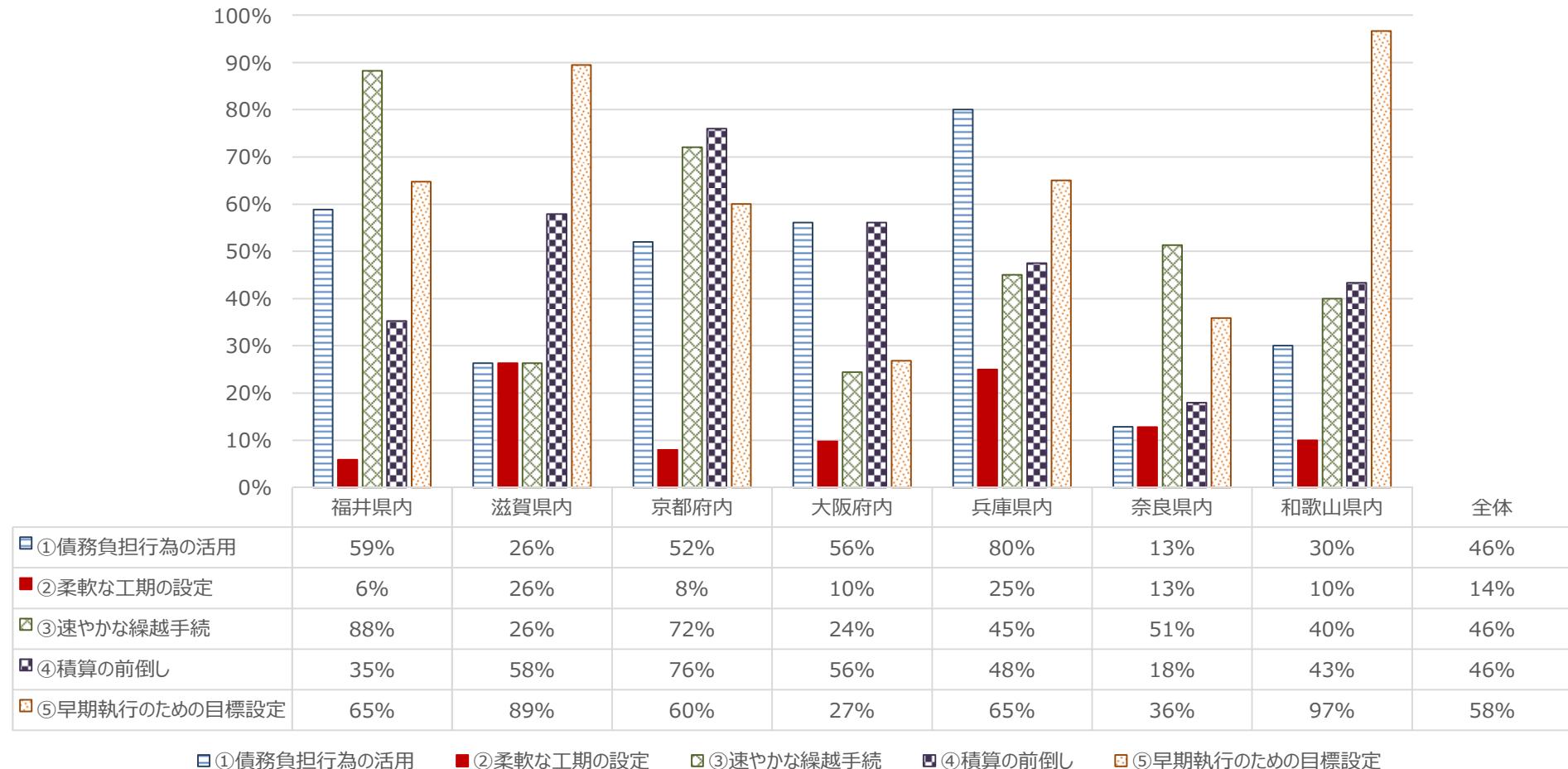
施工時期等の平準化

【現状】

市町村

- ①債務負担行為の活用42 % (令和2年12月調べ) ⇒ 46% (令和3年5月調べ) に上昇。
- ②柔軟な工期の設定12 % (令和2年12月調べ) ⇒ 14% (令和3年5月調べ) に上昇。
- ③速やかな繰越手続42 % (令和2年12月調べ) ⇒ 46% (令和3年5月調べ) に上昇。
- ④積算の前倒し44 % (令和2年12月調べ) ⇒ 46% (令和3年5月調べ) に上昇。
- ⑤早期執行の目標設定58% (令和2年12月調べ) ⇒ 58% (令和3年5月調べ) を維持。

平準化率（項目実施率）【211市町村】



適正な予定価格の設定(積算基準)

運用指針本文:

- 予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。
- 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離している恐れがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。

【指標】最新の積算基準の運用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)

【定義】

- ・ 最新の積算基準:1年(営繕の場合は2年)以内に更新されている積算基準。
- ・ 基準対象外(小規模土工など)の際の対応状況:見積り等により積算する要領を整備し運用しているか。

【指標分類】

- a:最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領(※)を整備し、活用。
- b:最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領(※)は整備していない。
- c:その他。

※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む。

- ✓ 積算基準とは、その適用範囲が定められており、適用範囲外もしくは適用範囲内であるが積算額が合わず、不調・不落が発生している歩掛かりについては見積もり等を活用し、適切な予定価格を設定する必要がある。



【近畿目標】 全ての市町村において『最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領が未整備(b)』が約1割あり、引き続き要領の整備について推進を図る。

適正な予定価格の設定(積算基準)

【現状】

府 県

- 全府県で最新の積算基準を適用。基準適用外の場合の要領も整備している。

政令指定都市

- 全政令指定都市で、最新の積算基準を適用。基準適用外の場合の要領も整備している。

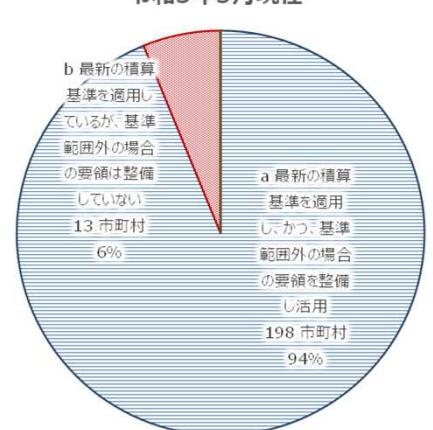
市町村

- 積算基準適用外の場合の要領(見積り等により積算する要領)を整備している。
198市町村(94%)R3.5

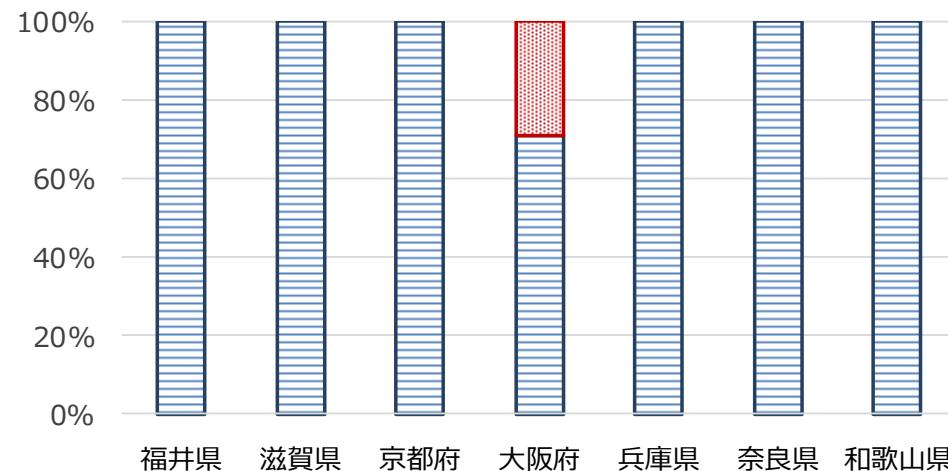
市町村における基準外の場合の要領(見積り等により積算する要領)」が整備されているのは94%。

⇒ 引き続き「要領」の作成に向け推進を図る。

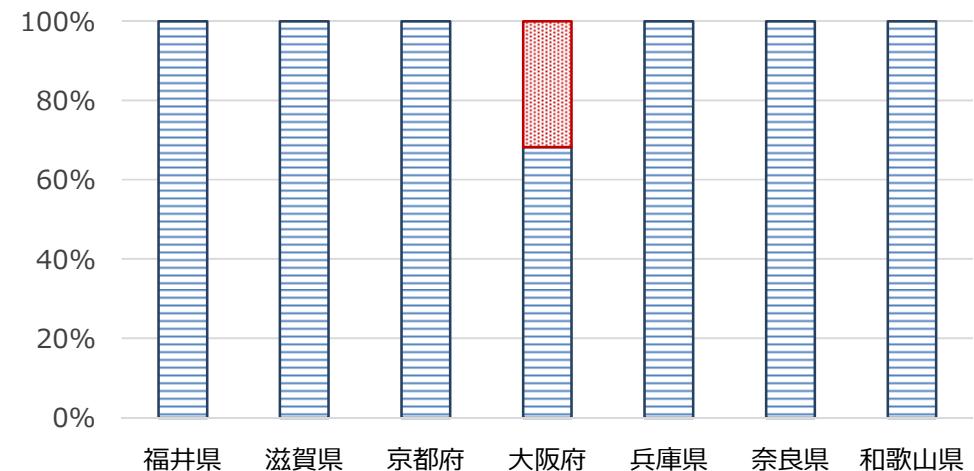
令和3年5月現在



令和2年12月現在



令和3年5月現在



■c その他（基準以外に一定のルールを定めている場合を含む）

■b 最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領は整備していない

■a 最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備し活用

適正な予定価格の設定(単価の更新頻度)

運用指針本文:

- 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。

【指標】 単価の更新頻度

【定義】 使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度。

※ 対象は、物価資料等に掲載のあるものとする。

【指標分類】

- a:最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)。
- b:3ヶ月以内。 c:6ヶ月以内。 d:12ヶ月以内。 e:それ以上。

- ✓ 資材価格の単価は、物価資料により毎月更新されており、基本的には、その最新の単価を用いて積算することが求められる。



【近畿目標】 6ヶ月以上単価を見直していない市町村もあり、市町村の現状を踏まえ最新単価を採用できるよう推進を図る。

適正な予定価格の設定(単価の更新頻度)

【現状】

府 績

- 全府県で最新単価を使用している。

政令指定都市

- 全政令指定都市で最新単価を使用している。

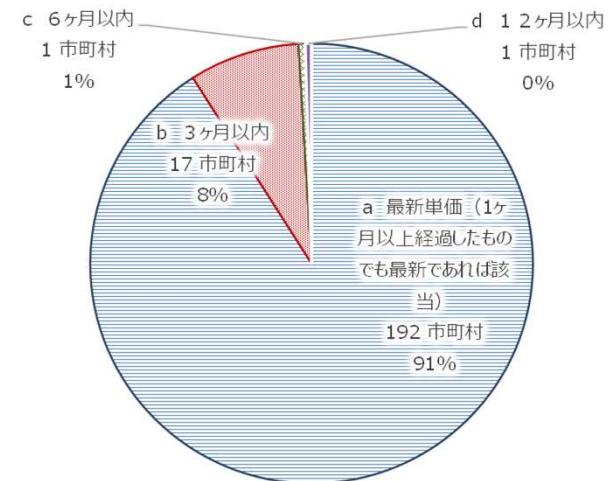
市町村

- 最新単価を使用している
192市町村(91%)R3.5
- 府県によりバラツキが見られる。

各府県間で単価の更新頻度状況に乖離が見られる。

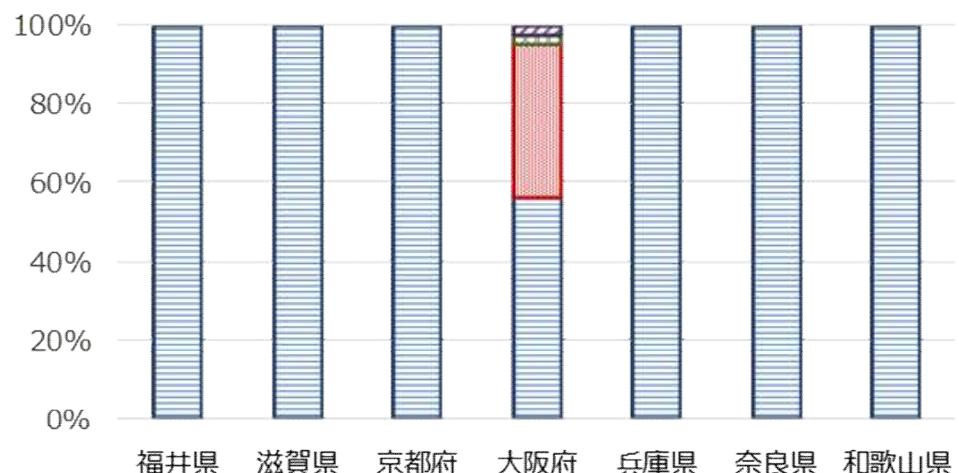
⇒ 最新単価の活用を推進

令和3年5月現在

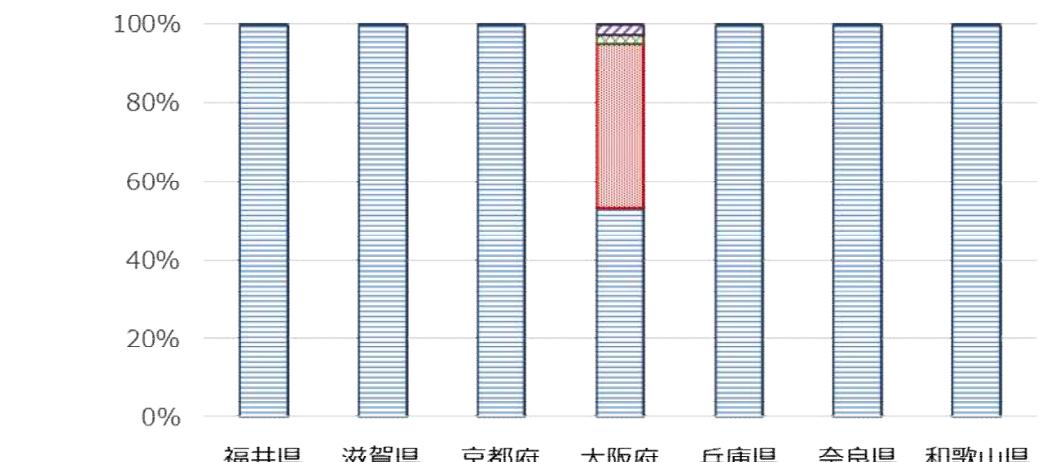


※ 土木以外(建築・下水等)では、a以外の回答もあり、
発注担当部署間のバラツキ(a, b混在)ある場合
⇒ a:最新単価 [に計上]

令和2年12月現在



令和3年5月現在



■ e 12ヶ月以上
 ■ d 12ヶ月以内
 ■ c 6ヶ月以内
 ■ b 3ヶ月以内
 ■ a 最新単価 (1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)

運用指針本文:

- ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。
- ✓ 低入札価格調査制度の調査基準価格は中央公契連最新モデル(H29→H31一部改定)、最低制限価格においては中央公契連最新モデル(H29→H31一部改定)を参考に適切に見直す。

【指標分類】

(基準価格算定モデル(公契連モデル式の時点))

a:最新モデル(H31)同等。b:旧モデル(H29以前)同等。c:その他(非公表・独自モデル等)



【近畿目標】

中央公契連モデルを踏まえ、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、その算定方式の改訂等により適切に見直す。

【現状】

府 県・政令指定都市

- 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用している。

市町村

- 1市が最低制限価格のみ導入(R2.12調べ)⇒低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用(R3.5調べ)【吉野郡大淀町】

近畿ブロック発注者協議会調べ (R3. 5)

府県・政令指定都市を除く

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿ブロック管内
最低制限価格制度のみ導入	10	14	19	25	23	29	19	139
低入札価格調査制度のみ導入済み	0	0	0	0	0	0	0	0
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用	7	5	6	16	17	10	11	72
いずれの制度も導入しない	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村件数	17	19	25	41	40	39	30	211

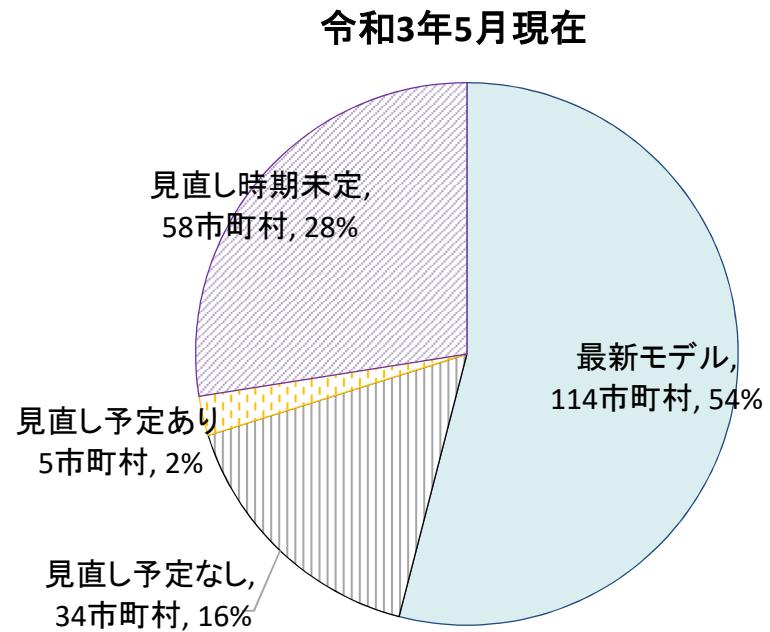
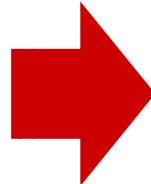
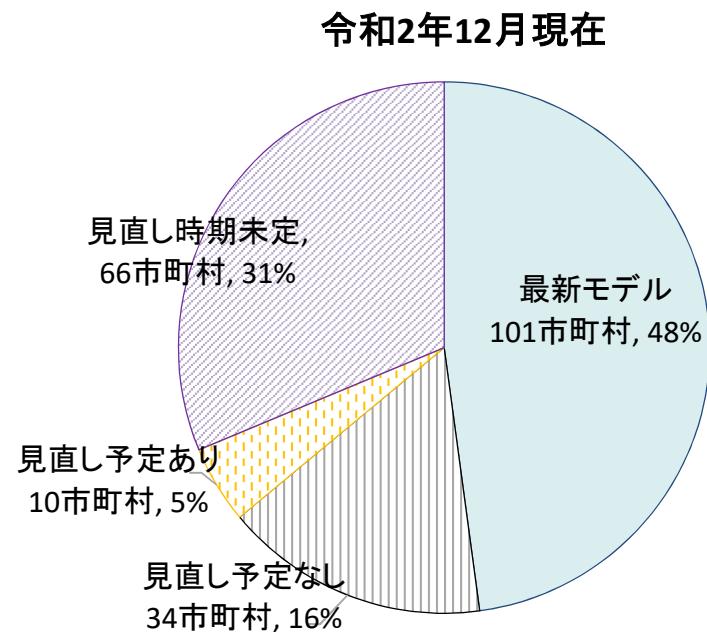
ダンピング受注の防止(基準価格を公契連最新モデル【H31】に更新活用)

府 県・政令指定都市

- すべての府県・政令市で低入札調査基準価格の最新モデル(H31)を使用している。

市町村

- 最新モデル(H31)を使用している
101市町村(48%)R2.12 ⇒ 114市町村(54%)R3.5
- 旧モデル(H29以前)同等、またはその他(非公表・独自モデル等)のうち、見直しを予定していない市町村
34市町村(16%)R2.12 ⇒ 34市町村(16%)R3.5



⇒ 「最新モデルへの見直し予定のない市町村に対し、「適切な見直し」について引き続き推進を図る。」

入札契約方式の選択(総合評価落札方式の推進)

運用指針本文:

発注者は、発注する工事の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、競争に参加しようとする者に對し**技術提案を求めるよう努める。(※)**

公共工事の品質確保を図るために、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。

(※)各地方公共団体で作成のガイドラインに規定された総合評価落札方式の対象となる工事



【近畿目標】

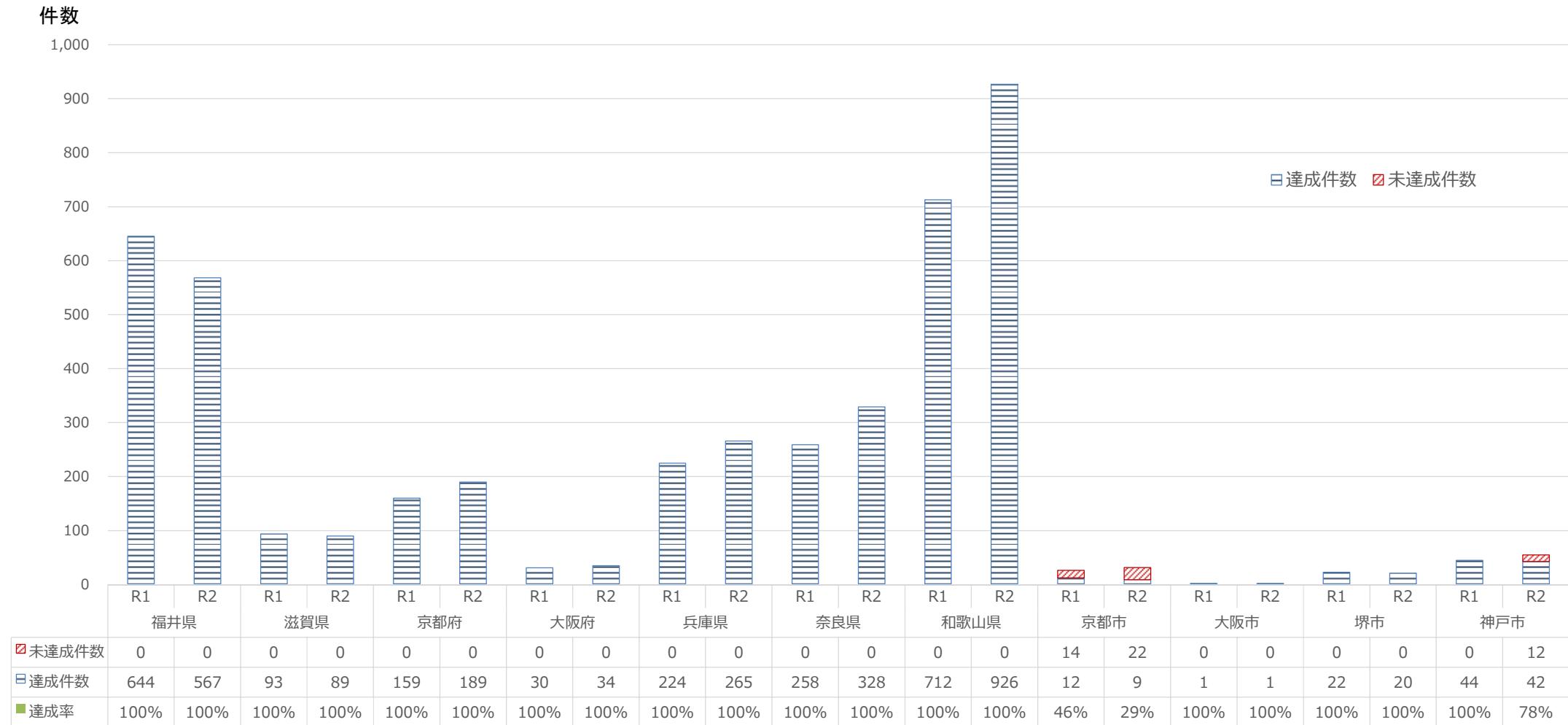
- 府県政令市においては、各団体で策定しているガイドラインに基づく発注方式を選択することを推進する。
 - ・ **一定規模以上の発注金額等(各府県市町村のガイドラインにおいて総合評価落札方式で発注することを規定されている金額等の条件)の場合、総合評価落札方式を原則として、工事件数、実施率を拡大する。**
- 市町村においては、工事難易度・金額等から価格以外の性能を求める余地が少ないとから、市町村向け簡易型等の導入など、各公共団体の状況を踏まえ多様な入札契約方式について検討。

入札契約方式の選択(総合評価落札方式の推進)

府 県・政令指定都市

総合評価落札方式の工事件数 R1年度 2,199件 ⇒ R2年度 2,470件

(近畿ブロック府県・政令市の合計値)



週休2日の取組みに関するアンケート

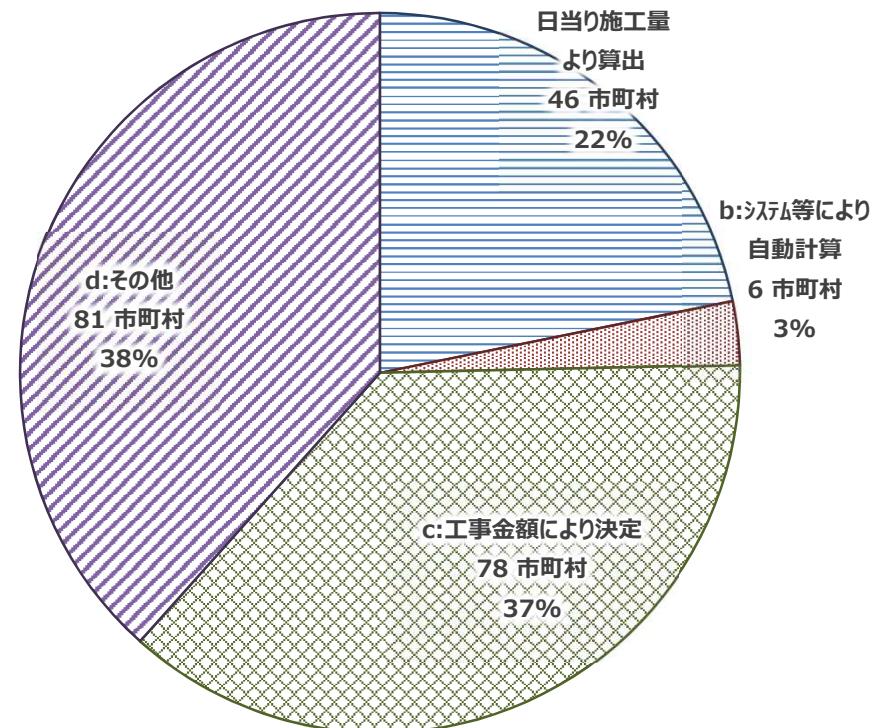
週休2日の取組状況(府県・政令市・市町村)

1. どのような方法で工期を算定されていますか

府県・政令市

【選択式】		【自由記述欄】
a:工事金額により決定		
b:システム等により自動計算		
c:日当り施工量より算出		
d:その他		
福井県	d:その他	工事金額、 <u>施工量</u> 、工種等から算定
滋賀県	c:日当り施工量より算出	
京都府	c:日当り施工量より算出	・標準作業量から施工するのに必要な日数を算出する。 ・工事価格1億円以下の工事については、国交省の標準工期試算式を用いて算定
大阪府	c:日当り施工量より算出	
兵庫県	d:その他	設計額・工種・ <u>施工量</u> 等から算定
奈良県	d:その他	・土木工事については <u>工程表作成支援システム</u> により算出 ・建築工事については一般社団法人日本建設業連合会作成の建築工事適正工期算定プログラムを参考利用
和歌山県	c:日当り施工量より算出	
京都市	d:その他	<u>積み上げ</u> により算定
大阪市	c:日当り施工量より算出	
堺市	d:その他	日当り施工量から基準工期を算出し、雨休率、準備後片付期間を考慮して決定
神戸市	d:その他	<u>積み上げ</u> により算定

市町村



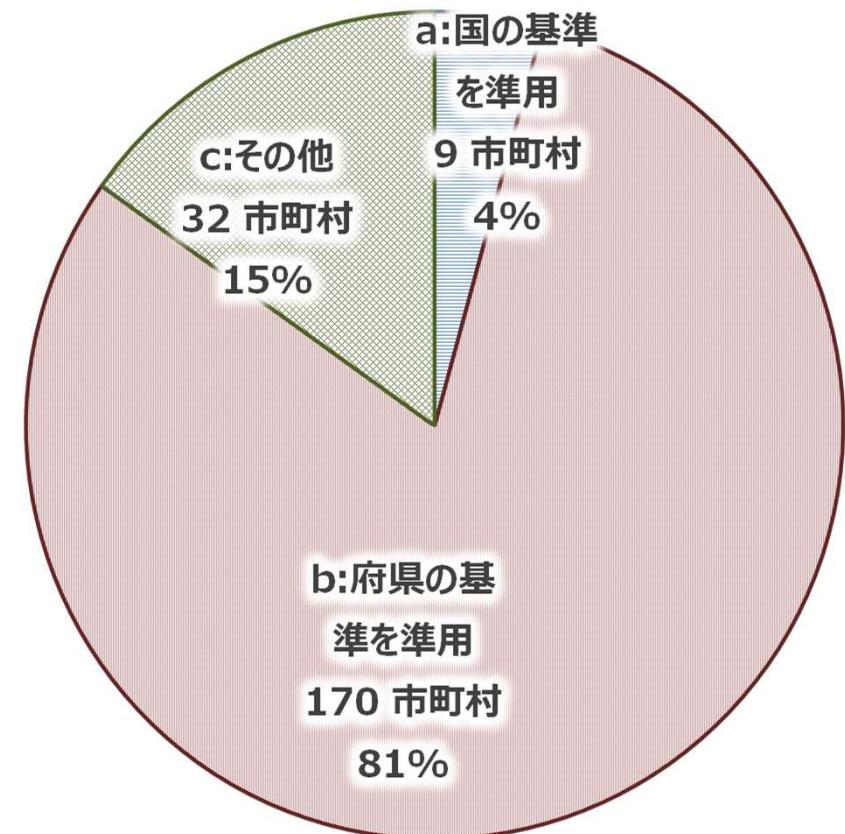
週休2日の取組状況(府県・政令市・市町村)

2. 工期算定にあたり使用している基準について教えて下さい。

府県・政令市

市町村

	【選択式】	【自由記述欄】
	a:国の基準を準用 b:府県の基準を準用 c:その他	基準範囲外の場合の要領等を整備していない理由
福井県	a:国の基準を準用	
滋賀県	a:国の基準を準用	
京都府	a:国の基準を準用	
大阪府	a:国の基準を準用	
兵庫県	a:国の基準を準用	
奈良県	c:その他	・土木工事については国の基準を準用 ・建築工事については一般社団法人日本建設業連合会作成の建築工事適正工期算定プログラムを参考利用
和歌山県	a:国の基準を準用	
京都市	a:国の基準を準用	
大阪市	a:国の基準を準用	
堺市	a:国の基準を準用	
神戸市	c:その他	国の基準を参考に、本市としての工期設定の考え方を作成し使用している。



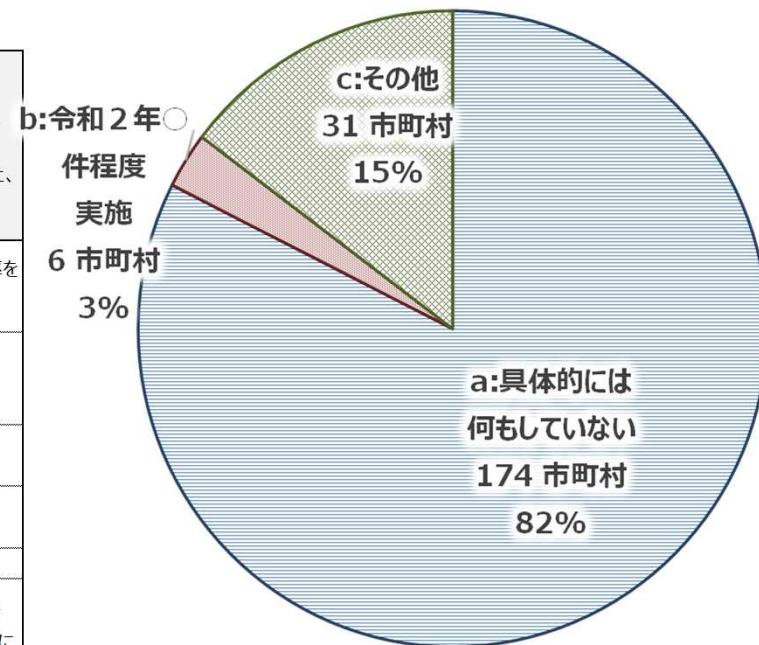
週休2日の取組状況(府県・政令市・市町村)

3. 週休2日の取組状況について教えてください。

府県・政令市

市町村

【選択式】		【自由記述欄】	【自由記述欄】
a:具体的には何もしていない	b:令和2年〇件程度実施	その他を選択された場合は具体的な内容 (bを選択された場合もこちらに具体的な件数を記載してください)	(週休2日の取組実績があると回答いただいた場合のみ、回答ください) 週休2日にかかる費用計上を行った工事はありますか。また、その場合どのような算定方法で計上されていますか。
福井県	b:令和2年〇件程度実施	954件(週休2日) 285件(完全週休2日) 令和3年3月末時点	週休2日は4週7休、完全週休2日は4週8休の国補正率を提供
滋賀県	b:令和2年〇件程度実施	R2 550件実施 ・受注者希望型 77件 ・発注者指定型 473件	費用計上あり 算定方法は国交省と同様
京都府	b:令和2年〇件程度実施	令和3年度3月末時点 41件実施(完了34件、施工中7件)	現場閉所を確認の上、実績に応じて費用を計上
大阪府	b:令和2年〇件程度実施	令和2年度週休2日対象工事発注件数:約600件	費用計上あり。算定方法は国の基準を準用。
兵庫県	b:令和2年〇件程度実施	892	費用計上を行っている。算定方法は国の基準を準用
奈良県	c:その他	・土木工事については令和2年度401件を受注者希望型で実施 ・建築工事については令和4年度から週休2日促進工事(試行)を実施予定	土木工事については、週休2日で実施した工事は費用を計上している。算定方法は、実施状況に合わせて、国の基準に準じ労務費・機械経費・共通仮設費・現場管理費の率補正を変更計上している。
和歌山県	b:令和2年〇件程度実施	58件	国の基準に基づき費用を計上
京都市	b:令和2年〇件程度実施	令和2年度69件実施	令和2年度6件計上(国の費用計上方法を準用)
大阪市	b:令和2年〇件程度実施	小額工事等を除く原則全ての工事を対象(令和2年度対象:792件)	費用計上は未実施 (令和3年度からの順次適用を予定)
堺市	b:令和2年〇件程度実施	令和2年度発注案件にて、16件程度実施予定 (対象工事:総合評価落札方式)	国の費用計上方法を準用
神戸市	b:令和2年〇件程度実施	本市が発注する工事は原則すべての工事を週休2日の対象として取り組んでいる。 (R3.5時点の対象:496件)	土木工事、建築・建築設備工事については、週休2日にかかる費用計上を行っている。 算定方法は国の基準に準じている。 (土木工事:R2.4~、建築工事:R3.6~)



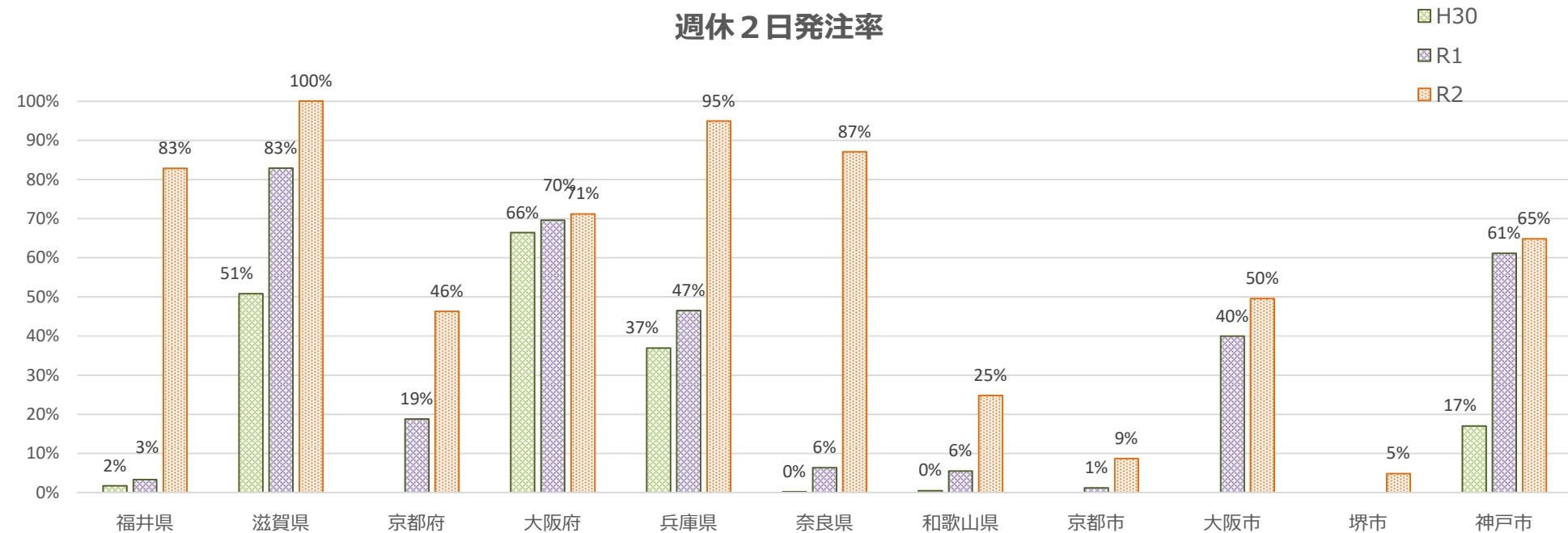
週休2日の取組状況

- ・導入済 11市町村
(福井市、犬上郡多賀町、豊中市、松原市、門真市、東大阪市、芦屋市、西脇市、宍粟市、桜井市、磯城郡三宅町)
- ・導入検討中 8市町村
(鯖江市、甲賀市、高槻市、富田林市、西宮市、豊岡市、美方郡香美町、和歌山市)

週休2日発注率

週休2日対象工事発注率 H30年度 14% ⇒ R1年度28% ⇒ R2年度 56%

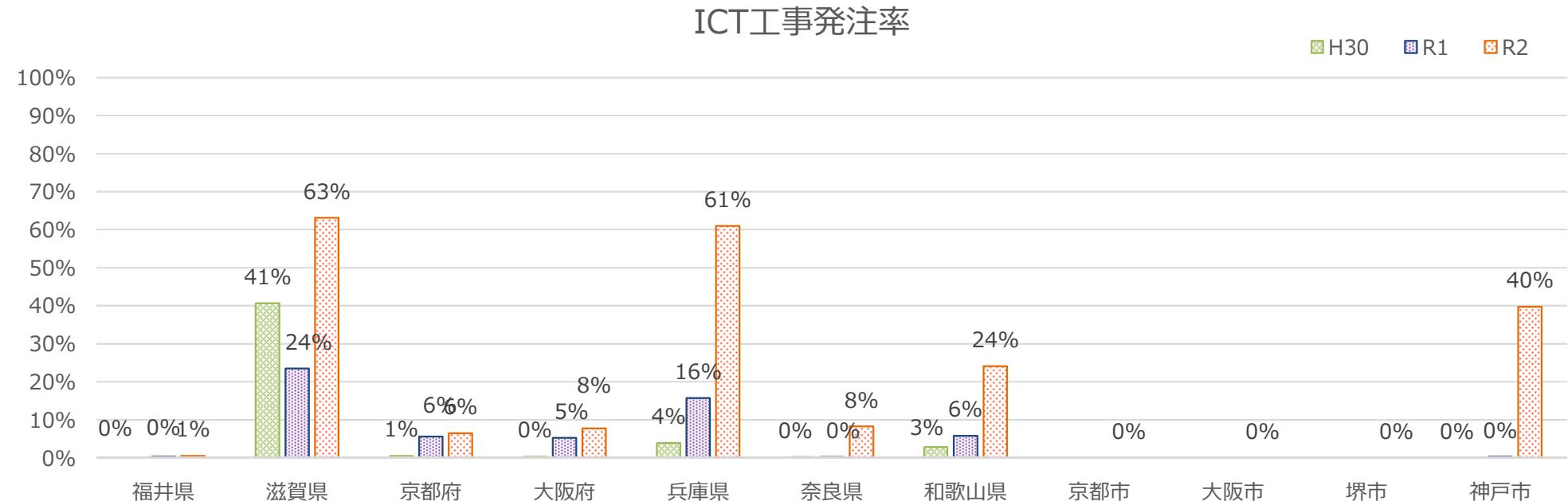
(近畿ブロック府県・政令市の合計値)



		福井県		滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		奈良県		和歌山県		京都市		大阪市		堺市		神戸市	
		指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型
H30	対象件数	0件	27件	14件	331件	0件	0件	531件	0件	260件	507件	0件	3件	0件	10件	0件	0件	0件	0件	0件	167件	0件	
	全体工事件数	1600件		679件		1021件		800件		2078件		1419件		2129件		471件		1529件		400件		981件	
	発注率	1.7%		50.8%		0.0%		66.4%		36.9%		0.2%		0.5%		0.0%		0.0%		0.0%		17.0%	
R1	対象件数	12件	48件	84件	511件	0件	200件	517件	50件	796件	0件	0件	94件	0件	113件	7件	0件	0件	591件	0件	0件	563件	0件
	全体工事件数	1800件		718件		1066件		815件		1711件		1469件		2030件		577件		1480件		450件		921件	
	発注率	3.3%		82.9%		18.8%		69.6%		46.5%		6.4%		5.6%		1.2%		39.9%		0.0%		61.1%	
R2	対象件数	1239件	0件	473件	77件	3件	500件	543件	52件	892件	0件	0件	629件	0件	578件	6件	43件	0件	792件	0件	17件	496件	0件
	全体工事件数	1497件		550件		1086件		836件		940件		723件		2326件		565件		1599件		350件		765件	
	発注率	82.8%		100.0%		46.3%		71.2%		94.9%		87.0%		24.8%		8.7%		49.5%		4.9%		64.8%	

ICT工事発注率

ICT工事発注件数 H30年度 68件 ⇒ R1年度195件 ⇒ R2年度 300件
 (近畿ブロック府県・政令市の合計値)



		福井県		滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		奈良県		和歌山県		京都市		大阪市		堺市		神戸市	
		指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型
H30	対象件数	0件	2件	0件	276件	0件	6件	3件	0件	29件	54件	1件	3件	0件	61件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件
	全体工事件数	1600件		679件		1021件		800件		2078件		1419件		2129件		471件		1529件		400件		981件	
	発注率	0.1%		40.6%		0.6%		0.4%		4.0%		0.3%		2.9%		0.0%		0.0%		0.0%		0.1%	
R1	対象件数	0件	6件	4件	165件	0件	60件	3件	40件	74件	196件	1件	3件	0件	118件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件
	全体工事件数	1800件		718件		1066件		815件		1711件		1469件		2030件		577件		1480件		450件		921件	
	発注率	0.3%		23.5%		5.6%		5.3%		15.8%		0.3%		5.8%		0.0%		0.0%		0.0%		0.3%	
R2	対象件数	0件	9件	0件	347件	0件	70件	0件	65件	106件	467件	1件	59件	0件	561件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	304件
	全体工事件数	1497件		550件		1086件		836件		940件		723件		2326件		565件		1599件		350件		765件	
	発注率	0.6%		63.1%		6.4%		7.8%		61.0%		8.3%		24.1%		0.0%		0.0%		0.0%		39.7%	

業務(測量、調査及び設計)に関するアンケート

【業務】履行期間の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。具体的には、緑越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。^(※)

- 【現状】**
- ①緑越明許費・債務負担行為は、73%の府県、政令市で活用。
 - ②全ての府県・政令市で、入札公告の前倒し等の早期執行の取組を実施。

「発注関係事務の運用に関する指針」より抜粋				その他	
	①緑越明許費の活用	②債務負担行為の活用	③早期執行のための目標設定 R3年度設定目標	④その他	(具体的に記載)
福井県	○		○ R2補正は上半期100%、R3当初は上半期70%		
滋賀県	○	○	○ 業務の第4四半期納期率0.35以下	発注計画作成	年度当初に目標設定を踏まえた2か年にわたる発注計画を作成し進行管理を行う
京都府	○	○	○ 上半期約530億円発注	※	コンサル業務単独の目標はないため、全体目標を記載
大阪府		○	○ 上半期入札公告率95%を目標として設定		
兵庫県	○	○	○ 上半期発注70%		
奈良県	○	○	○ 設計金額5千万円以上の工事について、工程上やむを得ないものなどを除いて上半期発注	○	早期執行にむけた発注事務手続きの簡素化
和歌山県	○	○	○ 上期発注割合 86.5%	○	3月が工期末の工事の割合を25%以下
京都市	○	○	○ 各業務担当部署で設定		
大阪市				○	入札公告の前倒しを実施
堺市			○ 国から示された第4四半期納期率0.51以下を目指す		
神戸市	○	○	○ 計画的な発注に努める	調査	各業務における発注実態の調査を行っている

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。**予定価格は、原則として事後公表する。^(※)

- 【現状】 ①全ての府県・政令市で、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入。
②基準価格は、全ての府県・政令市で中央公契連最新モデル(H31)をベースに設定。

	対象地方自治体
最低制限価格制度のみ導入	福井県、京都府、兵庫県、堺市
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用	滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市

【予定価格の適正な設定】

予定価格の設定にあたっては、市場における技術者単価および資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算を行う。^(※)

【現状】 ①全ての府県・政令市で、最新の積算基準、最新の単価を適用。

② 73%の府県・政令市において、基準対象外の場合の要領を整備。

【適正な履行期間の設定】

履行期間の設定にあたっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数の他、必要に応じて準備期間、照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日等を考慮する。^(※)

【現状】 ① 82%の府県・政令市において、履行期間の策定基準、工程表作成支援システム等により工期を設定。

② その他、業務量、業務価格、過去の実績に基づき工期を設定。

【適切な設計変更】

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致していない場合において、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用する。^(※)

【現状】 ① 72%の府県・政令市において、設計変更ガイドライン等を策定、活用。

新・全国統一指標を踏まえた令和3年度の取組について



新・扱い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について



平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の扱い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※扱い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・扱い手3法改正を実施

扱い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更
(工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)

○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による
生産性向上

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格
への反映や、見積り微収の活用

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止
(違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上 への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

- 令和元年6月に品確法が改正、令和2年1月に発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)が策定され、品確法の理念を現場で実現するために、令和2年5月に新・全国統一指標が設定された。
- 令和2年度は、H29年度より実施している全国統一指標3項目(適正な予定価格の設定、適切な設計変更、施工時期の平準化)に加え、従来より取り組んでいる指標2項目(ダンピング対策、入札契約方式の選択)の改善を目指して実施。
- 令和2年度の発注者協議会において、新・全国統一指標に加え、これまでの取組状況等も踏まえた近畿独自指標を設定し取組を推進することとした。

運用指針のポイント(発注関係事務の運用に関する指針(解説資料)より)

工事

- ①予定価格の適正な設定
- ②歩切りの根絶
- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
【新・全国統一指標】
- ④施工時期の平準化【新】
【新・全国統一指標】
- ⑤適正な工期設定【新】
【新・全国統一指標】
- ⑥適切な設計変更
- ⑦発注者間の連携体制の構築

測量、調査及び設計【新】

- ①予定価格の適正な設定
- ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
【新・全国統一指標】
【新・全国統一指標】
- ③履行期間の平準化
- ④適正な履行期間の設定
- ⑤適切な設計変更
- ⑥発注者間の連携体制の構築

- ①ICTを活用した生産性向上
- ②入札契約方式の選択・活用
- ③総合評価落札方式の改善【新】
- ④見積りの活用
- ⑤余裕期間制度の活用
- ⑥工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦受注者との情報共有、協議の迅速化

必ず実施すべき
事項

実施に努める
事項

対応
災害

- ①随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ②現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

「新・全国統一指標」 + 「地域独自指標」の設定

運用指針における取組指標の設定状況

工事

運用指針の内容		指標の設定状況	
必ず実施すべき事項	①予定価格の適正な設定	近畿独自	・基準適用外の要領の整備 ・最新単価の使用
	②歩切りの根絶	—	H28年度に達成
	③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	新・全国統一	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
	④施工時期の平準化	新・全国統一	地域平準化率(工事)
	⑤適正な工期設定	新・全国統一	週休2日対象工事の実施状況
	⑥適切な設計変更	近畿独自	ガイドラインの策定・活用
	⑦発注者間の連携体制の構築	—	発注者協議会において連携
実施に努める事項	①ICTを活用した生産性向上	取組共有	ICT工事発注率
	②入札契約方式の選択・活用	近畿独自	総合評価落札方式の拡大
	③総合評価落札方式の改善		
	④見積もりの活用		
	⑤余裕期間制度の活用		
	⑥工事中の施工状況の確認		
	⑦受注者との情報共有、協議の迅速化		

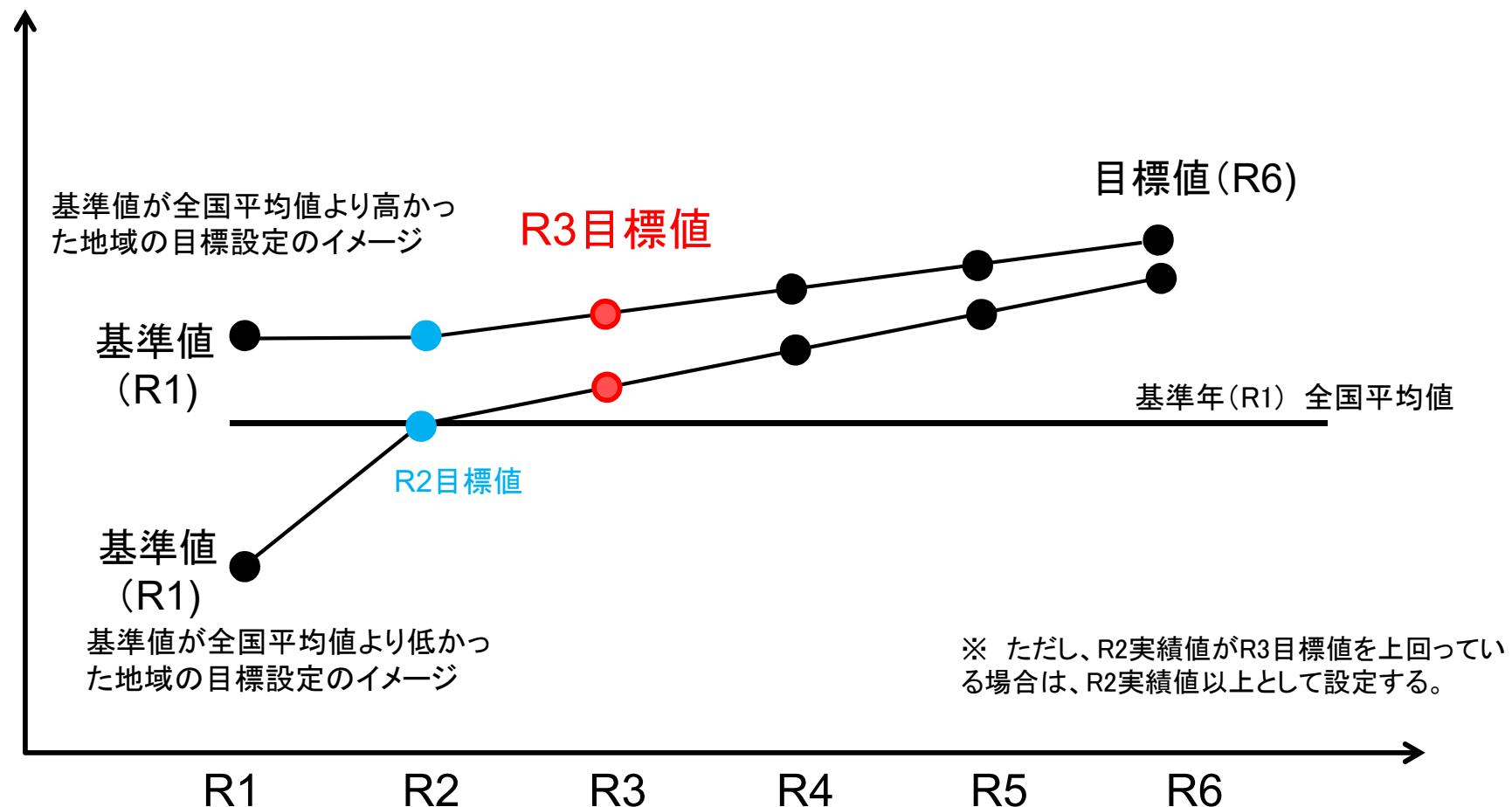
測量、調査及び設計

運用指針の内容		指標の設定状況	
必ず実施すべき事項	①予定価格の適正な設定	取組共有	・基準適用外の要領の整備 ・最新単価の使用
	②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	新・全国統一	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
	③履行期間の平準化	新・全国統一	地域平準化率(業務)
	④適正な履行期間の設定	取組共有	履行期間策定基準の設定状況
	⑤適切な設計変更	取組共有	ガイドラインの策定・活用
	⑥発注者間の連携体制の構築	—	発注者協議会において連携
実施に努める事項	①ICTを活用した生産性向上		
	②入札契約方式の選択・活用		
	③プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用		
	④履行状況の確認		
	⑤受注者との状況共有、協議の迅速化		

運用指針の内容		指標の設定状況
災害対応	①随意契約等の適切な入札契約方式の活用	
	②現地の状況等を踏まえた積算の導入	
	③災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携	

※運用指針：発注関係事務の運用に関する指針（解説資料）

- 新・全国統一指標の目標値(R6年)については、令和2年度に設定。
- R2年度の数値目標の設定については、基準値と全国平均値を比較して目標値に近い方の値としていた。
- R3年度からは、目標に向かって着実に数値を改善していくという観点から、目標年までの均等割りをベースとした目標値の設定とする。



新・全国統一指標を踏まえた令和3年度の取組(1)

対象	新・全国統一指標				
	地域平準化率(件数) = $\frac{(4\sim6\text{月期の工事平均稼働件数})}{(\text{年度の工事平均稼働件数})}$				
工事	地域	基準値 (R1)	目標(R3) (案)	目標(R6)	取組項目(継続)
	近畿ブロック	0.72	0.74	0.78	▪(さ)債務負担行為の活用
	福井県域	0.68	0.72	0.76	▪(し)柔軟な工期設定
	滋賀県域	0.65	0.71	0.74	▪(す)速やかな繰越手続き
	京都府域	0.73	0.74	0.77	▪(せ)積算の前倒し
	大阪府域	0.67	0.71	0.73	▪(そ)早期執行のための目標設定
	兵庫県域	0.78	0.79	0.82	
	奈良県域	0.73	0.75	0.81	
	和歌山県域	0.73	0.74	0.78	

※R3目標値について、R2実績値がR3目標値を上回っている場合は、R2実績値以上として設定する。

調査対象機関
国等
都道府県
政令市
市町村

現状(R3.5時点)

	(さ)債務負担行為の活用	(し)柔軟な工期設定	(す)速やかな繰越手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定
府県・政令市	100%	82%	73%	91%	100%
市町村	46%	14%	46%	46%	58%

R3年度取組内容(案)

- (1) 平準化の先進事例「さ・し・す・せ・そ」の積極的な活用による施工時期の平準化を進める。
- (2) 実施状況についてアンケートを行い、進捗状況の確認・共有を行う。

新・全国統一指標を踏まえた令和3年度の取組(2)

対象	新・全国統一指標			
	週休2日対象工事の実施状況 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$			
工事	地域	基準値 (R1)	目標(R3) (案)	目標(R6)
	近畿ブロック	0.30	0.49	1.0
	福井県域	0.03	0.46	1.0
	滋賀県域	0.83	0.87	1.0
	京都府域	0.09	0.46	1.0
	大阪府域	0.36	0.52	1.0
	兵庫県域	0.71	0.78	1.0
	奈良県域	0.05	0.46	1.0
	和歌山県域	0.05	0.46	1.0
取組項目(継続)				調査対象機関 ○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市町村
<ul style="list-style-type: none"> ・週休2日対象工事の発注率 ・基準書等に基づく工期設定 ・公告時に施工条件を提示 				

※R3目標値について、R2実績値がR3目標値を上回っている場合は、R2実績値以上として設定する。

現状(R3.5時点)

- (1) 週休2日対象工事の発注率 56% (6,340件/11,237件)
- (2) 基準書に基づく工期設定※1 100%
- (3) 公告時に施工条件を提示※2 100%

※ 数値は近畿ブロック府県・政令市の合計値

※1 基準書等に基づく工期設定とは、準備・片付け期間、休日・降雨日による不稼働日の設定を含む

※2 施工条件とは、工程に影響する項目(地元調整・用地取得状況等)に関するもの。特記仕様書への記載も含む。

R3年度取組内容(案)

- (1) 各発注機関で、週休2日対象工事の発注率拡大に向けた取組を行う。
- (2) 実施状況について、アンケート調査等により、進捗状況の確認・共有を行う。

新・全国統一指標を踏まえた令和3年度の取組(3)

対象	新・全国統一指標				
工事	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況				
	実施率(件数) = $\frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の工事発注件数)}}$				
	地域	基準値(H30)	目標(R3)(案)	目標(R5)	
	近畿ブロック	—	—	—	
	福井県域	0.90	0.93	1.0	
	滋賀県域	0.99	1.00	1.0	
	京都府域	0.92	0.95	1.0	
	大阪府域	0.93	0.95	1.0	
	兵庫県域	0.93	0.95	1.0	
	奈良県域	0.90	0.93	1.0	
	和歌山県域	0.96	0.97	1.0	
取組項目(継続)				調査対象機関 —:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市町村	
・低入札価格調査基準又は最低制限価格制度の導入率					
・最新モデル(H31)の使用					

※R3目標値について、R2実績値がR3目標値を上回っている場合は、R2実績値以上として設定する。

現状(R3.5時点)

- (1) 全ての府県・政令市で低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用、基準価格を中心公契連モデル(H31)により設定。
- (2) 全ての市町村において、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入済み。
- (3) 54%(114/211)の市町村で中央公契連モデル(H31)を使用。

R3年度取組内容(案)

- (1) 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。
- (2) 基準価格の算定にあたっては、最新の中央公契連モデルを活用を推進。
- (3) 実施状況について、アンケート調査等により、進捗状況の確認・共有を行う。

新・全国統一指標を踏まえた令和3年度の取組(4)

対象	新・全国統一指標			
業務	第4四半期納期率(件数) = $\frac{\text{(第4四半期[1~3月]に完成する業務件数)}}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$			
	地域	基準値(R1)	目標(R3) (案)	目標(R6)
	近畿ブロック	0.52	0.50	0.46
	福井県域	0.51	0.48	0.46
	滋賀県域	0.51	0.48	0.46
	京都府域	0.49	0.48	0.43
	大阪府域	0.56	0.49	0.47
	兵庫県域	0.49	0.48	0.46
	奈良県域	0.53	0.48	0.46
	和歌山県域	0.45	0.45	0.43
取組項目(新規) <ul style="list-style-type: none"> ・繰越明許費の活用 ・債務負担行為の活用 ・履行期間平準化のための目標設定 				調査対象機関 ○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市町村

現状(R3.5時点)

※R3目標値について、R2実績値がR3目標値を上回っている場合は、R2実績値以上として設定する。

	繰越明許費の活用	債務負担行為の活用	早期執行のための目標設定
府県・政令市	73%	73%	91%

R3年度取組内容(案)

- (1) 繰越明許費・債務負担行為を積極的に活用する。
- (2) 各発注機関において履行期間平準化のための目標を設定し、平準化を進める。
- (3) 実施状況について、アンケート調査等により、進捗状況の確認・共有を行う。

新・全国統一指標を踏まえた令和3年度の取組(5)

対象	新・全国統一指標			
業務	低入札価格調査基準又は 最低制限価格の設定状況		$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の工事発注件数)}}$	
	地域	基準値 (R1)	目標(R3) (案)	目標(R5)
	近畿ブロック	—	—	—
	福井県域	1.00	1.00	1.00
	滋賀県域	0.96	0.98	1.00
	京都府域	1.00	1.00	1.00
	大阪府域	1.00	1.00	1.00
	兵庫県域	0.99	1.00	1.00
	奈良県域	1.00	1.00	1.00
	和歌山県域	0.99	1.00	1.00

取組項目(新規)

- ・低入札価格調査基準又は
最低制限価格制度の導入率
- ・最新モデル(H31)の使用

調査対象機関
 —: 国等
 ○: 都道府県
 ○: 政令市
 —: 市町村

※R3目標値について、R2実績値がR3目標値を上回っている場合は、R2実績値以上として設定する。

現状(R3.5時点)

- (1) 全ての府県・政令市において、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入済み。
- (2) 基準価格は、全ての府県・政令市で中央公契連モデル(H31)をベースに設定。

R3年度取組内容(案)

- (1) 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。
- (2) 実施状況について、進捗状況の確認・共有を行う。

対象	近畿独自指標			
工事	設計変更ガイドライン策定・活用率			
	地域	基準値 (R1)	目標(R3) (案)	目標(R6)
	近畿ブロック	—	—	—
	福井県域	0.29	0.53	0.90
	滋賀県域	0.58	0.71	0.90
	京都府域	0.92	0.92	0.92
	大阪府域	0.56	0.70	0.90
	兵庫県域	0.28	0.53	0.90
	奈良県域	0.67	0.76	0.90
	和歌山県域	0.57	0.70	0.90

※R3目標値について、R2実績値がR3目標値を上回っている場合は、R2実績値以上として設定する。

現状(R3.5時点)

- (1) 全ての府県・政令市において、設計変更ガイドラインを策定し活用している。
- (2) 市町村においては、68%(144/211市町村)で設計変更ガイドラインを策定し、活用している。

R3年度取組内容(案)

- (1) 市町村で「ガイドラインの策定、又は、府県のガイドラインの準用」が図られるように推進を図る。
- (2) 実施状況について、アンケート調査等により、進捗状況の確認・共有を行う。

新・全国統一指標を踏まえた令和3年度の取組(7)

対象	近畿取組
工事	<p>適正な予定価格の設定</p> <p>調査対象機関：市町村</p> <p>取組項目（継続）及び現状（R3.5時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の積算基準を準用し、基準適用外の要領整備済 94% (198/211市町村) ・最新の単価の使用 91% (192/211市町村) <p>R3年度取組内容（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 基準適用外の要領整備について推進を図る。 (2) 市町村の現状を踏まえ最新単価を採用できるよう推進を図る。
工事	<p>入札契約方式の選択（総合評価落札方式の推進）</p> <p>調査対象機関：府県・政令市</p> <p>R3年度取組内容（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 府県政令市：一定規模以上の発注金額等の場合、総合評価落札方式を原則として工事件数、実施率を拡大する。 (2) 市町村：各公共団体の状況を踏まえ多様な入札契約方式について検討。

新・全国統一指標の令和4年度の数値目標(1)(案)

- 各発注機関において、令和4年度の取組を計画的に検討できるよう、令和4年度の数値目標(案)を設定。
- 最終的には、令和2年度の実績及び令和3年度の取組状況を踏まえて、目標値を設定することとする。

(工事)地域平準化率

地域	基準値 (R1)	R3	R4 (案)	目標(R6)
近畿ブロック	0.72	0.74	0.75	0.78
福井県域	0.68	0.72	0.73	0.76
滋賀県域	0.65	0.71	0.72	0.74
京都府域	0.73	0.74	0.75	0.77
大阪府域	0.67	0.71	0.72	0.73
兵庫県域	0.78	0.79	0.80	0.82
奈良県域	0.73	0.75	0.77	0.81
和歌山県域	0.73	0.74	0.76	0.78

(工事)週休2日対象工事実施状況

地域	基準値 (R1)	R3	R4 (案)	目標(R6)
近畿ブロック	0.30	0.49	0.66	1.00
福井県域	0.03	0.46	0.64	1.00
滋賀県域	0.83	0.87	0.92	1.00
京都府域	0.09	0.46	0.64	1.00
大阪府域	0.36	0.52	0.68	1.00
兵庫県域	0.71	0.78	0.86	1.00
奈良県域	0.05	0.46	0.64	1.00
和歌山県域	0.05	0.46	0.64	1.00

(工事)低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況

地域	基準値 (H30)	R3	R4 (案)	目標(R5)
福井県域	0.90	0.93	0.97	1.00
滋賀県域	0.99	1.00	1.00	1.00
京都府域	0.92	0.95	0.97	1.00
大阪府域	0.93	0.95	0.98	1.00
兵庫県域	0.93	0.95	0.98	1.00
奈良県域	0.90	0.93	0.97	1.00
和歌山県域	0.96	0.97	0.99	1.00

新・全国統一指標の令和4年度の数値目標(2)(案)

(業務)第4四半期納期率

地域	基準値 (R1)	R3	R4 (案)	目標(R6)
近畿ブロック	0.52	0.50	0.48	0.46
福井県域	0.51	0.48	0.48	0.46
滋賀県域	0.51	0.48	0.48	0.46
京都府域	0.49	0.48	0.46	0.43
大阪府域	0.56	0.49	0.48	0.47
兵庫県域	0.49	0.48	0.48	0.46
奈良県域	0.53	0.48	0.48	0.46
和歌山県域	0.45	0.45	0.44	0.43

(業務)低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況

地域	基準値 (R1)	R3	R4 (案)	目標(R5)
福井県域	1.00	1.00	1.00	1.00
滋賀県域	0.96	0.97	0.99	1.00
京都府域	1.00	1.00	1.00	1.00
大阪府域	1.00	1.00	1.00	1.00
兵庫県域	0.99	1.00	1.00	1.00
奈良県域	1.00	1.00	1.00	1.00
和歌山県域	0.99	1.00	1.00	1.00

近畿独自指標 (工事)設計変更ガイドライン策定・活用率

地域	基準値 (R1)	R3	R4 (案)	目標(R6)
福井県域	0.29	0.53	0.66	0.90
滋賀県域	0.58	0.71	0.77	0.90
京都府域	0.92	0.92	0.92	0.92
大阪府域	0.56	0.70	0.76	0.90
兵庫県域	0.28	0.53	0.65	0.90
奈良県域	0.67	0.76	0.81	0.90
和歌山県域	0.57	0.70	0.77	0.90

新・全国統一指標における 府県の取組状況

年度	種類	対象工事	割増補正	成績評定	実施（発注）総数	うち、対象工件事数
H 3 0	4週8休工事（受注者希望型） ・受注者から提案があった工事	工事成績評定の対象となる全ての工事 (緊急性の高い工事等を除く)	なし	2.2点 /100点	27件/1,605件 (2%)	
R 1	4週8休工事（受注者希望型） ・受注者から提案があった工事	工事成績評定の対象となる全ての工事 (緊急性の高い工事等を除く)	なし	2.2点 /100点	48件/1,886件 (2%)	
	完全週休2日チャレンジ工事（発注者指定型） ・土日の現場閉所実施を指定発注		約4%増 (4週8休相当)		12件/1,886件 (1%)	
R 2	週休2日工事（発注者指定型） ・土日を限定せず、指定発注	原則すべての工事 (緊急性の高い工事等を除く)	約3%増 (4週7休相当)	2.4点 /100点	954件/1,497件 (64%)	954件/1,239件 (77%)
	完全週休2日チャレンジ工事（発注者指定型） ・土日の現場閉所実施を指定発注		約4%増 (4週8休相当)	2.9点 /100点	285件/1,497件 (19%)	285件/1,239件 (23%)
R 3	週休2日工事（発注者指定型） ・土日を限定せず、指定発注	原則すべての工事 (緊急性の高い工事等を除く)	約4%増 (4週8休相当)	2.0点 /100点		
	完全週休2日チャレンジ工事（発注者指定型） ・土日の現場閉所実施を指定発注			2.9点 /100点		

■目的 建設業における働き方改革の推進および担い手の確保

■対象工事の考え方 ①災害対策工事、海上工事、早期に交通開放する工事等は適用外
②現場間の土砂流用など、関連工事との調整・制約が多いもの、天候による影響の多い工事、地元住民立ち合いのもと進める必要があるものについては週休2日で発注

■補正係数の見直し (従前) 週休2日：国交省の4週7休を適用 完全週休2日：国交省の4週8休を適用
(見直し) 週休2日、完全週休2日：国交省の4週8休を適用

■R2年度実績（完工工事） 週休2日以上で発注し、年度内に完成した734件のうち、719件※（98%）が達成
※完全週休2日 214件、週休2日 505件 未達成理由：天候不良が続き、工程調整が困難となった

■達成基準の見直し

(従前) 未実施となった週が1週でもあった場合は「未達成」となり、工事費を減額変更
(見直し) 工事期間の約3割以内の週において、毎週2日の現場閉所が未達成であっても、その代替日を受注者が任意に選定し、工事期間内※に現場閉所日を確保できれば「達成」と見なし、工事費を減額しない
※工事期間内とは、現場着手から完成までの現場における稼働期間をいう。

①工事・業務の平準化の取組

- ・5月公表の平準化率の結果を受け、主要市に対し説明会や首長への直接訪問等により、平準化の取組推進を要請。
- ・地域発注者協議会での取組、県の各部局間連携の取組も実施。

②ダンピング対策

- ・県および市町ですべて最低制限価格制度を導入済み。
- ・低入札価格調査基準については、市町で総合評価の本格導入率が高くないため、今後導入について働きかけていく。

③工事の週休2日

- ・令和2年5月より、原則すべての県発注土木工事を週休2日対象工事として発注。
- ・「達成100%指定型」と「達成トライ型」があり、達成状況に応じて工事費の減額、成績評定への反映などを実施。

④設計ガイドラインの策定・活用

- ・県内19市町のうち、12市町がガイドラインを適用済み。
- ・未適用の市町についても、準用、あるいは準用を検討中であり、地域発注者協議会などを通じて適用に向けた支援に努める。

京都府では、「担い手3法」の改正を受け、公契約大綱を見直し（R2.7）、施工時期の平準化や週休2日を始めとする適正な工期を設定する取組等を追記。

1. 【施工時期の平準化】

- ・令和2年度の京都府の平準化率 0.81
- ・債務負担行為等の積極的な活用（当初、9月補正）
- ・速やかな明許縲越の手続き開始（9月補正）
- ・四半期毎の工事発注見直しの積極的公表。
- ・フレックス工期（120日）による柔軟な工期設定。

2. 【週休2日工事の推進（適正な工期設定）】

- ・維持工事や緊急対応工事を除くすべての工事について受注者希望型として発注。
- ・履行を確認した工事について、成績評定での加点及び実施証明書の発行。
- ・総合評価競争入札において、「週休2日工事促進型」を追加（R2.10～）

3. 【低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定（ダンピング対策）】

- ・総合評価入札及び予定価格1億円以上の価格競争入札の工事において低入札価格調査制度を適用。
- ・総合評価入札においては、調査基準価格未満の入札の場合、入札価格が基準価格から下回るほど評価値が下がる算出式としてさらに、施工体制に関する評価項目を大きく減点する制度としている。
- ・また府内企業を対象とした工事は、特別重点調査に準じた資料提出を求めるなど厳格化を実施しており、こうしたダンピング対策の徹底により、基準価格以下の契約は、H24以降0件。

大阪府の取組状況

<大阪府の取組み>

	令和2年度の取組	令和3年度の取組方針
工事・業務の平準化	・債務負担行為の活用 ・積算の前倒し	左記に加え、 ・上半期入札公告率95%を設定
工事・業務のダンピング対策	・最低制限価格制度 ・低入札価格制度 (最新の公契連モデルを使用)	同左
工事の週休二日	・(緊急対応が必要な工事を除く) 全案件を対象として運用。 ・労務単価、機械賃料について 週休二日補正係数を考慮 した積算システムを運用。	・左記に加え、市場単価の 週休二日補正係数を考慮 した積算システムを運用。
設計変更ガイドライン の整備状況	・策定済 ・設計変更ガイドラインについて 研修等で周知を行った。	・策定済 ・引き続き当ガイドラインの 運用について啓発を行う。

<市町村への取組み>

- ・設定された目標や大阪府の取組等につき、大阪府地域発注者協議会などで情報提供を行っていく

適正な工期設定への取組み<週休2日制度>

【対象件数(令和3年3月末時点)】

H26～28年度:計30件(モデル工事)

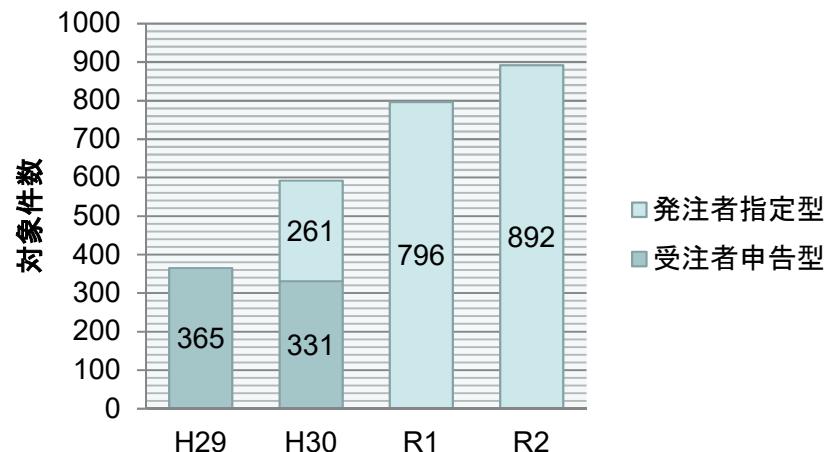
H29年度:365件(受注者申告制365件)※工事成績へ加点

H30年度:595件(受注者申告制335件、発注者指定型260件)※H30.10より全て発注者指定型、諸経費等の補正を導入

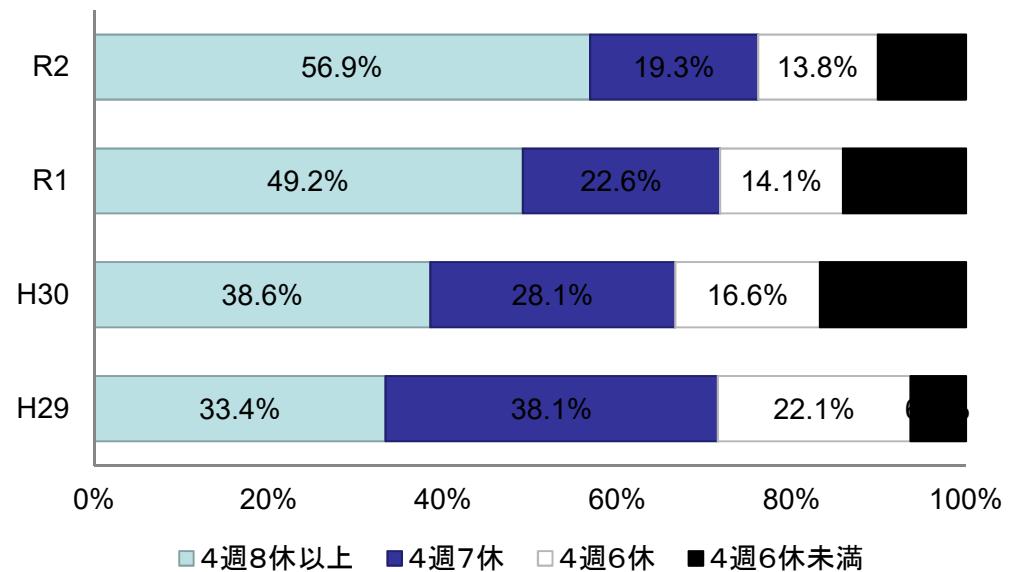
R元年度:796件(発注者指定型796件)

R2年度:892件(発注者指定型892件)

週休二日制の対象件数推移



週休二日制の実施状況



	H29	H30	R1	R2
受注者申告型	365	335	0	0
発注者指定型	0	260	796	892
計	365	595	796	892

※令和3年3月末現在

◆原則全工事を発注者指定型とすることにより、週休2日制の対象工事が増加
平成29年度:365件 → 令和2年度:892件（令和3年3月末時点）

◆諸経費等の補正を追加導入したことにより、4週8休(土日)の実施率が増加
平成29年度:33.4%、平成30年度:38.6% → 令和元年度:49.2% → 令和2年度:
56.9%
(週休二日制の実施状況は、令和3年3月末時点で完成した工事実績)

■ダンピング対策(低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況)

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用している。

平成30年6月以降の公告より、総合評価落札方式を適用する全ての建設工事について、低入札価格調査制度を適用している。

低入札価格調査対象以外の全ての案件については、最低制限価格制度を適用している。

■週休2日対象工事の実施状況

令和2年度において週休2日試行工事を385件実施。

令和3年6月1日以降に起工する、災害復旧工事、緊急対応工事、維持等の総価契約工事及び供用関連工事等の社会的要請等により早期の完成が望まれる工事を除く奈良県国土マネジメント部で発注する土木工事については、全て週休2日試行工事の対象としている。

■設計変更ガイドライン策定・活用率

奈良県では変更手続きの円滑な実施のため、平成29年4月に設計変更ガイドラインを策定し活用している。

奈良県内市町村のガイドライン策定・活用率は令和3年5月時点で約7割であり、さらに活用されるよう働きかけを行う。

■工事の平準化

○早期執行の推進

○債務負担の積極的活用を推進

- ・大型工事(設計金額5千万円以上)については、工程上やむを得ないものを除き、上半期発注を目標とし、債務負担を活用[約7割(R3年度)]

- ・工期が1年未満の比較的小規模な工事にも債務負担の活用を推進

工事・業務の平準化

【工事】目標：実工期末（完成日）が3月となる件数を全体の15%以下

取り組み内容

- 債務負担行為の活用については、年々債務枠を増加 (百万円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
13,760	14,233	17,966

- 余裕期間制度（任意着手方式）における余裕期間の拡大 [60日 → 90日（令和元年12月）]

【業務】目標：実工期末（完成日）が3月となる件数を全体の25%以下

取り組み内容

- 早期発注の徹底、速やかな繰り越し手続き、債務負担行為の活用

ダンピング対策

現状：令和元年6月よりH31モデルを適用

（ただし、上限値を撤廃。また、予定価格（税抜き）1億円未満の工事については、直接工事費の割合を100%として算出。）

取り組み内容

- 令和3年4月より特別重点調査の基準を改正（一般管理費等に対する割合を30% → 50%）

週休2日

取り組み内容

対象工事 予定価格（税抜き）6,000万円以上 → 1,500万円以上に改正（令和2年8月）

和歌山県地域発注者協議会

施工時期の平準化、ダンピング対策、設計変更ガイドラインを取り組み目標に設定

基準・要領・システム等の標準化・共有化



近畿地方整備局

工事成績評定基準の統一化・標準化

- ✓ 国と府県の工事成績評定基準は大枠では標準化されているが、考查項目別運用表の個別項目については必ずしも標準化されていない。
- ✓ 試行としてH28年度は兵庫県、H29年度は和歌山県・大阪市と個別項目のすり合わせを実施
- ✓ R4年度に残り1政令市において実施予定

工事関係様式の統一化・標準化

- ✓ 受注者の省力化を考慮し、工事関係様式の標準化を検討
- ✓ 試行としてH28年度は和歌山県、H29年度は京都府・奈良県・神戸市と工事様式のすり合わせを実施
- ✓ R3年度に残り1政令市において実施予定

地方公共団体等への技術支援

- ✓ 出前講座（適正な検査と工事成績評定について 等）
 - ・ R1年度出前講座の開催状況：6団体で314名の参加
 - ・ R2年度出前講座の開催状況：4団体で110名の参加
- ✓ 自治体職員の本官工事検査への臨場立会
 - ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、R2の臨場立会は未実施。

工事監督検査基準・様式の統一化・標準化【スケジュール】

◆【工事監督検査基準・様式の標準化・統一化】として、下記についてH28より検討。

①『工事成績評定基準』(考查項目別運用表の統一化・標準化)

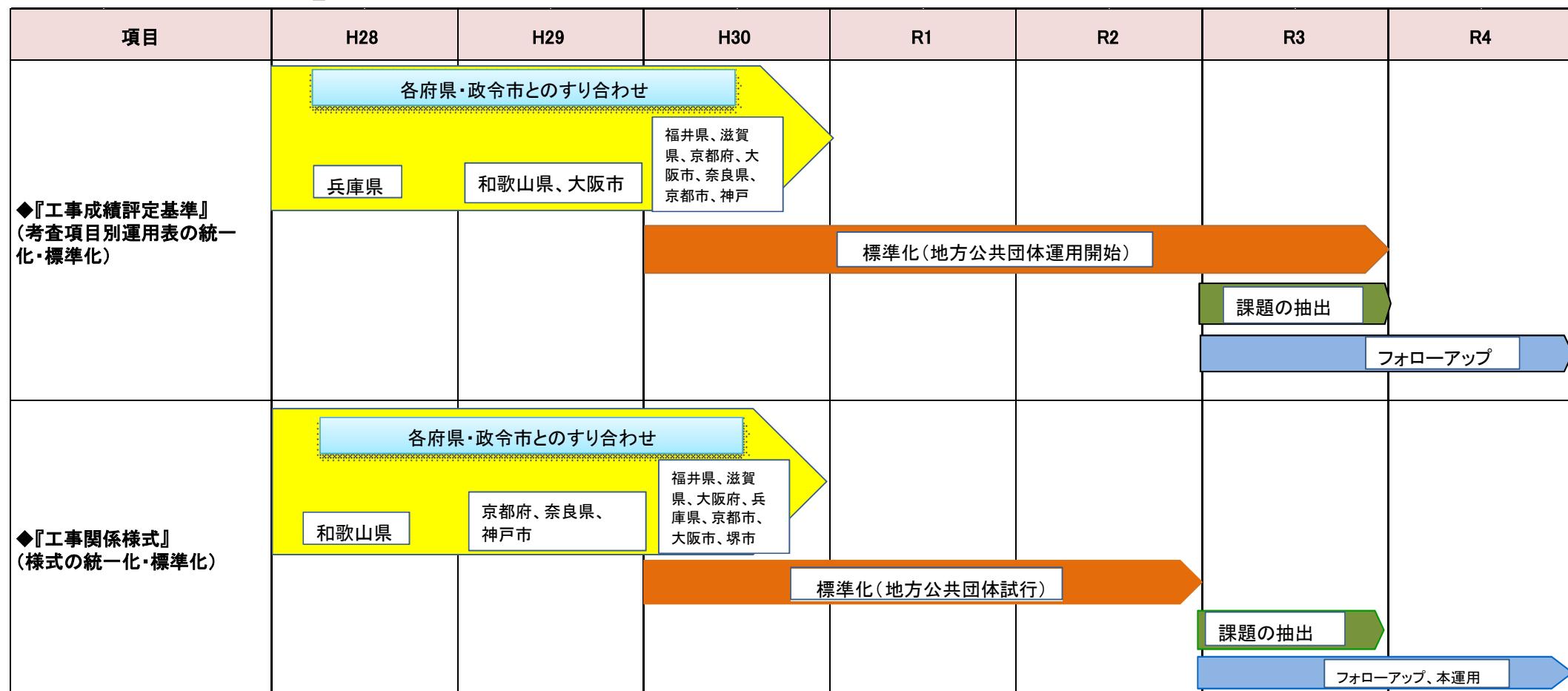
②『工事関係様式』(工事関係様式の統一化・標準化)

◆H29より他府県・政令市に展開。

◆H30はすべての地方公共団体との工事関係様式について統一化を実施。

◆R1以降は運用状況を確認し、課題を把握したうえでフォローアップを行う。

【今後のスケジュール】



工事監督検査基準・様式の統一化・標準化【運用開始予定期】

国土交通省
近畿地方整備局

府県・政令市	工事検査基準等の統一化・標準化 【R3年度内に運用開始を目標】		工事関係様式の統一化・標準化 【R2年度内に運用開始を目標】	
福井県	H30実施	現行98%	H30実施	現行81%
		H31.4運用開始済み		R2.4運用開始済み
滋賀県	H30実施	現行99%	H30実施	現行97%
		—		R2.4運用開始済み
京都府	H30実施	現行98%	H29実施	現行81%
		R2.1運用開始済み		R2.7運用開始済み
大阪府	H30実施	現行98%	H30実施	現行94%
		R03.4運用開始済み		R2.4運用開始済み
兵庫県	H28実施	現行100%	H30実施	現行90%
		H30.4運用開始済み		H30.10運用開始済み
奈良県	H30実施	現行100%	H29実施	現行100%
		H31.4運用開始済み		H31.4運用開始済み
和歌山県	H29実施	現行98%	H28実施	現行97%
		R1.6運用開始済み		R2.7運用開始済み
京都市	H30実施	現行99%	H30実施	現行94%
		R1.10運用開始済み		R1.10運用開始済み
大阪市	H29実施	現行100%	H30実施	現行74%
		—		R3.4運用開始済み
堺市	H30実施	現行92%→見直し予定99%	H30実施	現行97%
		R4.4運用開始に向け調整中		R1.11運用開始済み
神戸市	H30実施	現行98%	H29実施	現行90%
		H31.4運用開始済み		H30.4運用開始済み

■ : 運用開始済み(10/11地方公共団体)

■ : 運用開始済み(11/11地方公共団体)

※R2.12からの時点更新部分は赤字(R3.5時点)

R元年度 工事検査関係講習会開催状況

自治体向けに工事検査を中心とした出前講座を6回実施。合計314名が受講。

依頼元	実施日	参加人数	聴講対象者
奈良県	令和元年 6月 7日	43	土木工事検査を担当する奈良県職員及び県内市町村職員
和歌山県	令和元年 7月23日	53	和歌山県の土木・農林関係公共工事の検査業務に従事する技術職員
大阪市	令和元年 9月 5日	39	大阪市の工事監督に従事する職員(監督を補助する職員も含む)
大阪府市町村公共工事検査業務連絡協議会	令和元年10月25日	87	大阪府内市町村の公共工事検査に従事する職員
奈良県	令和元年11月11日	53	県技術職員を対象に「i-Constructionの推進と監督・検査について」講演
兵庫県	令和元年12月4日	39	兵庫県工事検査室職員、県内土木事務所副所長

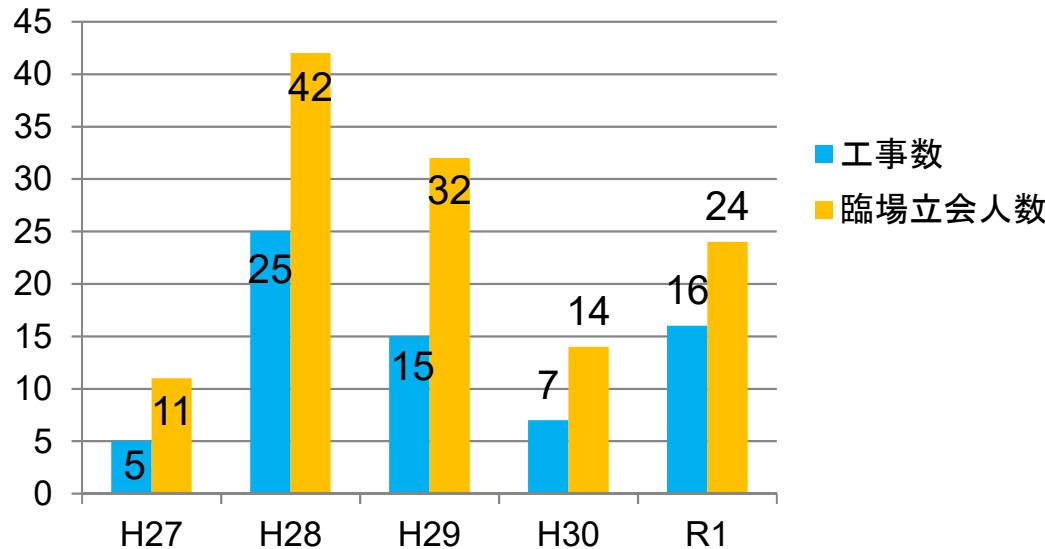
R2年度 工事検査関係講習会開催状況

自治体向けに工事検査を中心とした出前講座を4回実施。合計110名が受講。

依頼元	実施日	参加人数	聴講対象者
奈良県	令和2年 8月26日	32	土木工事検査を担当する奈良県職員及び県内市町村職員
尼崎市	令和2年 11月18日	14	尼崎市の技術職員
兵庫県	令和2年 12月 2日	35	兵庫県工事検査室職員、県内土木事務所副所長
京都市	令和2年 12月18日	29	京都市上下水道局の職員

自治体職員の整備局発注工事検査への臨場立会

R 2年度 自治体職員の整備局発注工事検査への臨場立会



R 2年度

【新型コロナウィルスにより、工事検査への臨場は未実施】

R 1年度

番号	年月日	工事	発注事務所	臨場立会者	人数
1	R1.7.19	施設撤去工事 【ICT検査】	淀川	奈良県 和歌山県	1 1
2	R1.7.29	河川工事(堤防整備) 【ICT検査】	淀川	奈良県 和歌山県 滋賀県	1 1 1
3	R1.8.1	橋梁上部工事	兵庫	堺市 京都市	1 1
4	R1.8.21	橋梁上部工事	紀南	和歌山県	1
5	R1.8.22	橋梁上部工事	紀南	和歌山県	1
6	R1.8.29	橋梁下部工事	奈良	和歌山県	1
7	R1.8.30	橋梁下部工事	紀南	和歌山県	2
8	R1.8.30	橋梁下部工事	奈良 和歌山県	1 1	
9	R1.9.10	法面工事 【ICT検査】	足羽川	福井県	2
10	R1.10.1 1	河道掘削工事 【ICT検査】	淀川	兵庫県	1
11	R1.10.1 6	砂防工事	六甲砂防	神戸市	1
12	R1.10.1 8	橋梁上部工事 (工場検査)	福井	和歌山県	1
13	R1.11.7	河川工事(水路拡幅) 【ICT検査】	和歌山	和歌山県	1
14	R1.11.8	橋梁上・下部工事	豊岡	兵庫県	1
15	R1.12.1 1	道路改良工事 【ICT検査】	福井	福井県	2
16	R2.1.7	橋梁上部工事	豊岡	兵庫県	1
					合計 24

発注情報の一括公表の取り組み



近畿地方整備局

発注見通しの統合公表の取組



国土交通省

- 改正品確法及^(※1)び発注関係事務の運用に関する指針^(※2)に基づき、工事、工事に係る業務の中長期的な発注見通しについて地域ブロック単位で統合して公表しているもの。
 - 中長期的な発注見通しに基づき、計画的に発注を行うことで、年間を通して工事量を安定させ、労働者の待遇改善、将来の担い手確保につながるものである。
 - 平成29年7月より、工事発注情報の一括公表開始以降、令和元年7月に近畿ブロック全発注機関が発注情報一括公表に参画することとなり、以降、業務の発注見通し公表のHPを新設等し、**令和3年第1四半期より業務発注見通しの公表を本格運用開始**した。
 - 現在、各発注機関からの、ご意見等を踏まえて円滑な発注情報の取りまとめ・公表についてフォローアップを実施中。

(※1)改正品確法第7条(発注者等の責務)として「他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注見通しの作成及び公表」が規定。

(※2)発注関係事務の運用に関する指針に「工事に係る業務の中長期的な発注見通しについても、(中略)地域ブロック単位等で統合して公表するよう努める」が記載。

The screenshot shows the official website of the Kinki Regional Development Bureau under the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. The top navigation bar includes links for various departments like Disaster Prevention, Rivers, Roads, Construction, and Maritime/Airports. A search bar and language selection are also present. Below the main menu, there's a secondary navigation bar with icons for different service areas. The main content area features a large blue banner with icons for disaster prevention, river information, roads, construction, maritime/airports, business, bidding, land, and employment. Below this, a breadcrumb trail indicates the user is viewing 'Bidding · Award Information' under the 'Bidding and Award Information' section. The page title is 'Bidding Information One-stop Service'. It contains sections for 'Participating Organizations' (with a link to a PDF), 'Attention Points' (with links to 'Business' and 'Business'), and specific sections for Fukui Prefecture ('Fukui Prefecture Internal Construction' and 'Fukui Prefecture Internal Business') and Gifu Prefecture ('Gifu Prefecture Internal Construction' and 'Gifu Prefecture Internal Business'). A red box highlights the 'Fukui Prefecture Internal Construction' link.

＜参考例：福井県内の発注情報 統合公表資料＞

近畿地方整備局 営繕部からの情報提供

1. 営繕工事における各種取組
2. 官庁営繕の技術基準
3. 公共建築相談窓口



建設業の働き方改革における今後の取組の方向性を受け、営繕工事における働き方改革の取組をパッケージ化

建設業における取組

適正な工期設定・
施工時期等の平準化

必要経費への
しわ寄せ防止の徹底

生産性向上

下請契約における
取組

適正な工期設定等に
向けた発注者支援の
活用

営繕工事における取組

(凡例：令和3年度からの取組一下線・太字)

○ 適正な工期設定

- ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」を踏まえた適切な工期設定。必要な工期延期(受注者の責によらない場合の対応の徹底)
- ・各工程の施工期間の確保（監督職員が実施工工程表で確認。概成工期を発注時に設定）

○ 週休2日の推進

- ・公共建築工事標準仕様書等において原則週休2日を適用
- ・週休2日促進工事（4週8休を前提とした労務費補正・モニタリングによる改善）を実施（新築工事は原則発注者指定）

○ 施工時期等の平準化

- ・債務負担行為の積極活用（適正な工期確保、完成時期の分散化にも寄与）や余裕期間制度の原則活用

○ 予定価格の適正な設定

- ・営繕積算方式において法定福利費・安全衛生経費を適切に計上
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要な現場での対策や、工事の一時中止の費用を適切に計上

○ ICTの積極的な活用等

- ・施工BIMの試行 ・設計から施工まで一貫したBIMの活用に向けた試行 ・BIMガイドラインの改定
- ・PFI事業において、維持管理段階までの一貫したBIMの活用に向けた試行
- ・情報共有システムの活用（機能要件の明確化、原則全ての工事で発注者指定により活用、全ての設計業務で適用可能） ・電子小黒板の活用（原則全ての工事で活用） ・WEB会議等の活用
- ・発注・完成時の評価による生産性向上技術の導入促進 ・設計段階から個別の生産性向上技術の活用を指定（試行） ・生産性向上に配慮し改定した仕様書の適用
- ・建設現場の遠隔臨場の試行拡大及び要領の作成 ・ICT建築土工の試行

○ 書類の簡素化

- ・書類の簡素化、省略・集約可能な書類等の明確化
- ・工事・業務関係書類等の押印・署名廃止、オンライン化
- ・国の統一基準として工事の標準書式を制定

○ 関係者間調整の円滑化（建築固有の対応）

- ・設計者から施工者等への遅滞ない設計意図伝達（報告等の期限を遵守する旨を規定）
- ・関連する工事間での納まり等の調整を効率化（施工図作成ガイドラインやBIMの活用）
- ・関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、ASP等の活用）

- ・ 政府の働き方改革実行計画(平成29年3月)等に建設業においては週休2日の推進等の休日確保などに取組むことが位置づけ
- ・ 建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、平成30年4月1日以降に入札手続きを開始する週休2日工事において労務費等の補正を導入

- 週休2日工事は、4週8休以上の現場閉所(分離発注工事の場合は、4週8休以上の現場休息)
- 対象期間は工事着手日から工事完成日までの期間(年末年始や工場製作期間などを除く)
- 発注者が週休2日の取組を指定する発注者指定方式と受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式のいずれかで実施
- 現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正※

共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出

※ 発注者指定方式、受注者希望方式の両方式とも当初予定価格で①の補正係数により労務費を補正。①の現場閉所率(対象期間内の現場閉所日数の割合)が未達の場合、発注者指定方式では労務費補正分を減額変更する。受注者希望方式では現場閉所率達成状況により補正係数を②又は③に変更して労務費を補正し、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、労務費補正分を減額変更。

現場閉所の状況	補正係数
①4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上の場合	1.05
②4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25%(7日/28日)以上28.5%未満)	1.03
③4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%(6日/28日)以上25%未満)	1.01

- 工事成績については、「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定、従来と同様に休日・代休が確保された場合に評価
- 現場閉所状況の確認については、受発注者双方の事務負担が増大しないよう、既存書類を活用
- 週休2日促進工事については、モニタリングを実施

営繕工事における各工程の適正な施工期間の確保

後工程(内装工事、設備工事、舗装工事等)にしわ寄せを生じさせないよう配慮するなど、各工程の適正な施工期間を確保する。

1 概成工期の設定 (工事発注準備段階)

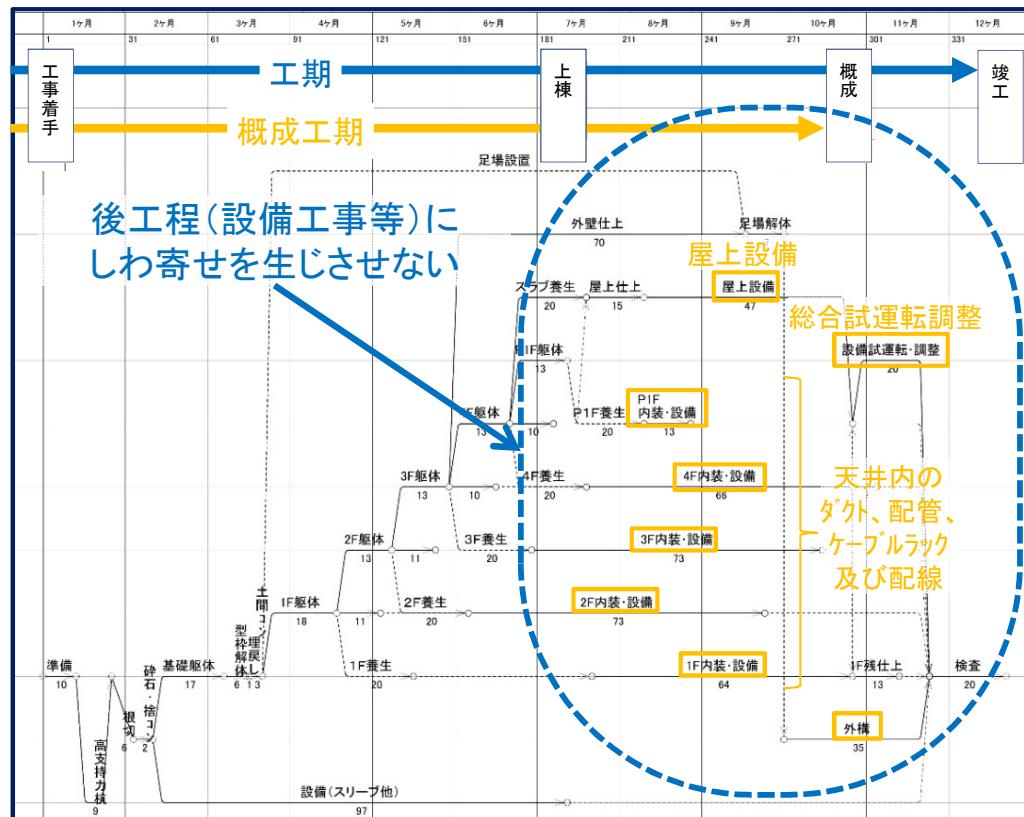
- 新築を対象として、総合試運転調整の期間を確保するため、
概成工期※1を設定し、現場説明書等に特記
- 「建築工事適正工期算定プログラム」※2を参考として設定

2 実施工工程表の確認 (工事施工段階)

- 監督職員は、実施工工程表の承諾に際し、以下の内容を確認
 - ① 概成工期が明記されていること※3
 - ② 監督する工事の各工程の施工期間が適正に確保されていること
 - ③ 別契約の関連工事の施工期間が適正に反映されていること
 - ④ 特に、建築工事においては、全体の工程に影響する可能性の高い、次に示す設備工事の施工期間が適正に確保されていること
 - ア) 天井内のダクト、配管、ケーブルラック及び配線
 - イ) 屋上設備
 - ウ) 総合試運転調整

- 監督職員は、実施工工程表が変更された場合の承諾に際しても、必要に応じて、上記の内容を確認

■ 建築工事の工程の例(事務所、RC-4, 3, 000m²)



※1 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限。

※2 (一社)日本建設業連合会作成の最新版。

※3 概成工期が設定された工事の場合。

- 「営繕積算方式」は公共建築工事積算基準とその運用にかかる各種取組をパッケージ化したもの
- 「適正な利潤の確保」のための「適正な予定価格の設定」等に向けて、「営繕積算方式」をわかりやすく解説した『営繕積算方式』活用マニュアルを作成
- 本【概要版】は同マニュアルの要点を掲載
(詳細は『営繕積算方式』活用マニュアル を参照 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html)

『営繕積算方式』活用マニュアル

公共建築工事積算基準

積算基準の体系、工事費の構成、各単価の算定方法、共通費の算定方法

基準の運用にかかる各種取組

- 実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定
最新単価の採用、少量・僅少施工での単価補正、「見積活用方式」、
現場実態を反映した共通費の算定、工期に連動した共通費の算定 等

- 適切な設計変更、適切な数量算出

「入札時積算数量書活用方式」、スライド条項の適切な運用、
営繕工事積算チェックマニュアルの活用 等

- 新たな課題への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策、熱中症対策、
墜落防止用器具（フルハーネス型）原則化対応 等

品確法

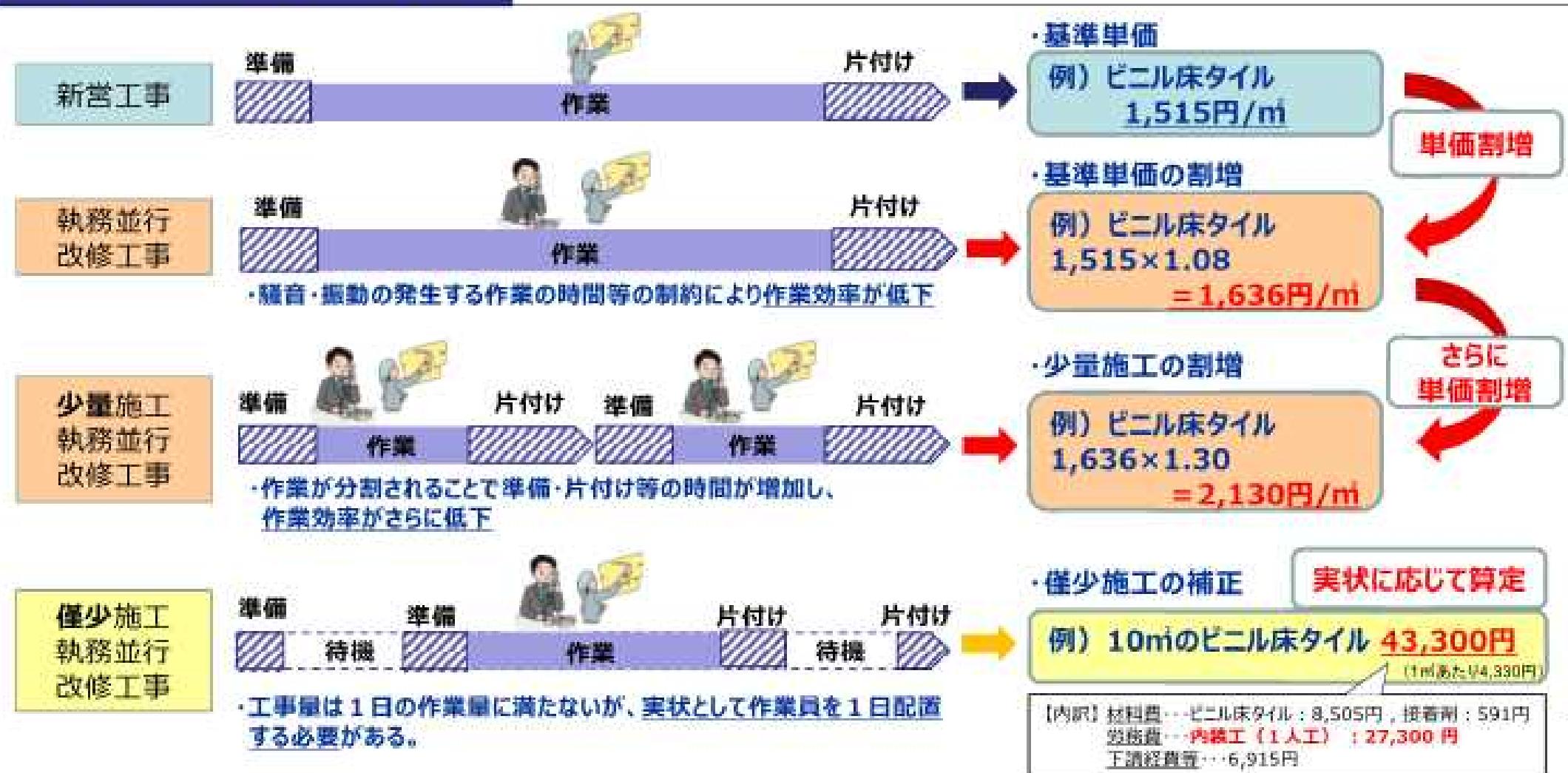
「適正な利潤の確保」
のための「適正な予定
価格の設定」等、発注
者責務の明確化

円滑施工確保 (不調不落対策)

災害時等の社会経済
情勢が大きく変化した
際には特に留意が必
要

- 執務並行改修工事の場合、作業効率が低下することを考慮して、単価の割増補正を行う。加えて、少量施工の場合は更に割増補正を行う。
- 施工数量が僅少の場合、現場実態を踏まえて実際に必要となる労務費・材料費を計上する

対象工事における割増しのイメージ



- 標準積算による価格と実勢価格との間に乖離が生じるおそれのある項目について、
入札参加者の見積書を用いて予定価格を設定する

対象工事での流れ

入札前

発注者が、見積を求める工種、科目、細目等を入札公告に明記



入札参加者が、該当する項目の見積書を提出



発注者が、見積内容の妥当性を判断

※契約書等により取引実績を確認し、必要に応じてヒアリングを実施



入札

発注者が、妥当性がある見積の内容を予定価格に反映

- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し、請負代金額を変更することを契約事項※とする

※入札時積算数量を使用した工事費内訳書の項目に適用

対象工事での流れ

入札前



発注者が、**入札時積算数量書を提示**

※入札時積算数量書の数量は、その数量での施工（履行）を求めるいわゆる「**契約数量**」ではない。

入札



入札参加者が、発注者が示す**入札時積算数量書の数量を用いて応札し、落札**

※入札時積算数量書の数量と異なる数量を用いた工事費内訳書の提出も可能。

ただし、異なる数量の項目については本方式による変更協議の対象外となる。

契約

積算数量に疑義が生じた場合、**入札時積算数量書の数量を基に変更協議の請求等ができる**ことを規定した契約書で契約を締結（第18条の2に規定）

※入札時積算数量書を「**参考**」ではなく**契約事項**として位置づけ。

※新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用の設計変更時における積算上の対応について(令和2年4月22日事務連絡)より

個々の工事現場の感染拡大防止のために必要な対策について、受注者より提出された実施計画書に基づき、受発注者間において協議したうえで設計変更を行う。

○感染拡大防止対策として計上する費用の例

「防止対策費用」…備品、器材等の購入・リース費

- ・現場に従事する者のマスクの購入
- ・現場に配備する消毒液の購入
- ・現場入場・退場時の現場内施設の消毒作業
- ・体温計測器の設置
- ・遠隔現場管理に要する機器及び通信費

「防止対策工事」…密集回避、感染防止のための工事

- ・改修工事において、入居者エリアと工事施工エリアを区画するための仮設間仕切りの設置工事
- ・その他密集回避、感染防止のため必要な工事

・感染防止対策の費用に現場管理費及び一般管理費等が必要な場合は、費用に含める。
(現場管理費率、一般管理費等率による計算対象とせず、見積により計上)

○感染拡大防止対策に係る費用の方法・留意点

- ・変更設計図書に感染拡大防止対策を実施する旨が明記されていることを確認する。
- ・対策に必要な数量・費用の根拠を「実施計画書」及び見積書・領収書などにより確認する。
- ・必要な費用は元請分、下請分にかかわらず、計上する。
- ・感染拡大防止対策費用には、請負比率を乗じない。



サーモカメラによる体温測定



消毒液の設置



Webカメラを利用した遠隔検査

熱中症対策に係る費用の計上

※ 「営繕工事における熱中症対策に係る費用について」(令和元年5月22日付 国営計第6号他)より

○建設業で熱中症の死亡災害が多く発生している状況を考慮し、営繕工事における**熱中症対策に係る費用**について**設計変更**により対応。

◇**設計変更により対応する項目**(当初工事費に費用計上されていない項目)

直接工事費に計上

- ・遮光ネット(足場に設置するものに限る)

共通仮設費に計上

- ・ドライミスト
- ・暑さ指数(WBGT値)の計測装置



受発注者間で設置期間等を協議の上、見積価格等を参考に費用を計上

◆一般的な熱中症対策に関する項目(当初工事費に費用計上されている項目)

共通仮設費率
及び
現場管理費率

- ・作業場用大型扇風機
- ・作業場換気用送風機
- ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・熱中飴、タブレット、経口補給液の常備
- ・遮光チョッキ、空調服 等



注:総合評価落札方式の技術提案のテーマとして、熱中症対策は求めない。
(技術提案の有無で受注者の費用負担に差が生じないようにするため)

建設現場における熱中症対策事例集
(H29.3 国土交通省)より

■取組の背景

■未来投資戦略2018(抜粋)

i-Constructionの深化に向け、来年度までに橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理、建築分野を含む全てのプロセスに対象を拡大する。

官庁営繕工事において、本年度中に施工段階のBIM*をはじめとした施工合理化技術の採用を発注者側が指定する試行を行い、発注・完成時の評価項目への反映を行うとともに、BIMガイドラインを改定する。

*:BIM(Building Information Modeling)

■成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画(令和元年6月)(抜粋)

BIM導入を戦略的に進めるため、国・地方公共団体、建設業者、設計者、建物所有者などの広範な関係者による協議の場を設置し、直面する課題とその対策や官民の役割分担、工程表等を2019年度中に取りまとめる。

BIMを、国・地方公共団体が発注する建築工事で率先して利用し、民間工事へ横展開させる。

■活用方針の概要

2020年度の取組

- ①BIMの新たな取組
 - ・官庁営繕事業における設計から施工まで一貫したBIMの活用に向けた試行
 - ・施工BIMの活用（試行）
- ②施工合理化技術の更なる導入促進
 - ・発注・完成時における施工合理化技術の評価・加点
 - ・設計段階から個別の生産性向上技術の活用を指定（試行）
- ③情報共有、打合せ等の更なる円滑化
 - ・情報共有システムの活用を設計業務へ拡大（試行）
 - ・テレビ会議等の活用、建設現場の遠隔臨場の試行
- ④ICT建築土工の試行継続

2021年度の取組 太字・下線：2021年度新規の取組

- ①BIMの新たな取組
 - ・官庁営繕事業における設計から維持管理段階まで一貫したBIMの活用に向けた試行
 - ・施工BIMの活用（試行）
- ②施工合理化技術の更なる導入促進
 - ・発注・完成時における施工合理化技術の評価・加点
 - ・設計段階から個別の生産性向上技術の活用を指定（試行）
- ③情報共有、打合せ等の更なる円滑化
 - ・情報共有システムの活用（工事において原則※発注者指定により活用）※小規模のもの、工期の短いもの等を除く
 - ・テレビ会議等の活用、建設現場の遠隔臨場の試行（案件拡大）及び要領の作成
- ④ICT建築土工の試行継続

工事・業務関係書類等の押印・署名廃止、オンライン化(活用方針以外)

地方公共団体、民間への展開 ⇒ 全国営繕主管課長会議、業界団体等へ情報共有、HPへ掲載

BIMの取組

●官庁営繕事業における一貫したBIMの活用(試行・拡充)

令和3年度に発注するPFI事業において、維持管理段階までの一貫したBIMの活用に向けた試行を実施
設計段階 施工段階 維持管理段階



成果図書の一部をBIMで作成・納品



・提供されたデータを元に施工BIMの実施



・提供されたデータの維持管理段階での活用を検証

情報共有、打合せ等の更なる円滑化

●情報共有システムを原則発注者指定により活用

・原則全ての営繕工事※で情報共有システムを活用



情報共有システムを活用した工事では電子検査を実施

※小規模のもの、工期の短いもの等を除く

●営繕工事における建設現場の遠隔臨場の試行拡大及び要領の作成(新規)

・「監督職員の立会い」を必要とする作業の一部に遠隔臨場を適用する試行案件を拡大



受発注者の作業効率化
契約の適正な履行としての施工履歴の管理の実施

効果等を把握

試行結果を踏まえ、要領を作成

工事・業務関係書類等の押印・署名廃止、オンライン化

●工事・業務関係書類については、署名又は押印を廃止する。

●工事・業務において、設計図書等により書面で行うこととしている「指示」、「承諾」、「協議」等の手続きについては、原則として、電子メール、情報共有システム等により行うこととする。

●工事・業務において、書面手続に電子メール又は情報共有システムを利用した場合は、電子データを利用した検査を行う。

官庁営繕の技術基準

国土交通省では、国家機関の建築物の整備や保全指導等を効率的かつ的確に実施するため、計画、設計、施工、保全等の各分野において、技術基準(基準・要領・資料)を定めています。

これらの技術基準を活用することにより、国家機関の建築物の整備や保全について一定の方向性と水準の確保を図るとともに、災害に対する安全の確保、利用者の利便性の向上、環境への配慮等、社会的要請に的確に対応するよう努めています。

官公庁施設の建設等に関する法律

営繕計画書に関する意見書制度

- ・新営予算単価
- ・新営一般庁舎面積算定基準
- ・緊急度判定基準

等

国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・建築設計基準、建築設備設計基準
- ・公共建築工事標準仕様書(建築・電気・機械)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築・電気・機械)
- ・公共建築木造工事標準仕様書
- ・公共建築設備工事標準図(電気・機械)
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築工事積算基準等資料
- ・営繕工事写真撮影要領

等

国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準

- ・各所修繕費要求単価
- ・庁舎維持管理費要求単価
- ・建築保全業務共通仕様書

等

課題 近年の自然災害の激甚化、頻発化により、官公庁施設が被災した事例も見受けられる。水災害の更なる頻発化・激甚化が懸念される中、日常生活に密接に関係する行政機能の場であり、災害時において災害応急対策活動の拠点となるなど国民や地域住民にとって重要な役割を担っている官公庁施設は、災害に強いものとしていくことが必要。

対応 官公庁施設の防災機能の確保を検討する際の参考となるよう、官庁営繕の防災に係る技術基準やソフト対策、事例などをパッケージ化したガイドラインを作成（令和2年6月）し、国、地方公共団体の営繕部局、施設管理部局の担当者等で活用。
令和3年7月に中央省庁、都道府県・政令市共通のガイドラインとして策定。

災害に強い官公庁施設づくりガイドライン

ガイドラインの構成

はじめに

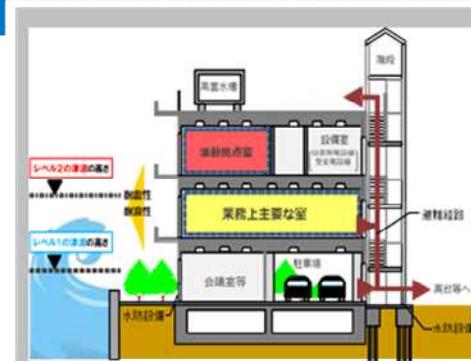
施設の位置の選定

施設整備上の対策

施設運用管理上の対策

災害発生時の営繕部局の役割

附録（整備事例、URL一覧など）



施設整備上の対策の例

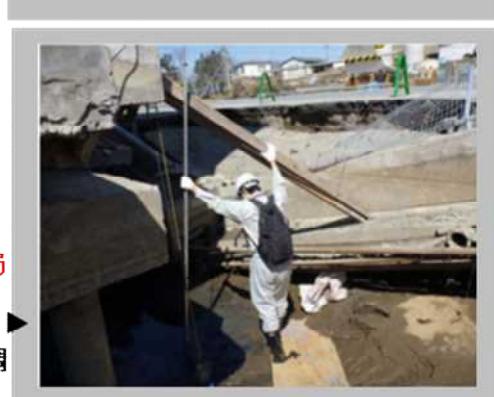
官庁施設における津波対策



施設管理上の対策の例

津波避難ビルに指定された庁舎での避難訓練

災害発生時の官庁施設の役割の例
官庁施設の被災状況調査



人命の安全の確保を図るとともに、防災機能の強化と災害に強い地域づくりを支援するため、官庁施設の耐震化を推進する。

官庁施設の耐震化の実施

所要の耐震基準を満たしていない官庁施設について、耐震性能を確保

- ・災害応急対策活動の拠点施設としての機能を確保（耐震性能評価値 I類:1.5、II類:1.25）
- ・建築基準法に基づく耐震性能を満たし人命の安全を確保（耐震性能評価値 III類:1.0）

(災害応急対策活動拠点施設の被害例)



柱が破断するなど構造体が損傷し、機能の復旧に時間を要した

神戸第2地方合同庁舎(第五管区海上保安本部他)
 ・震度 7 (H7.1.17阪神・淡路大震災)
 ・被災前の耐震性能評価値：1.01

(耐震化の例)



例) 壁厚増打



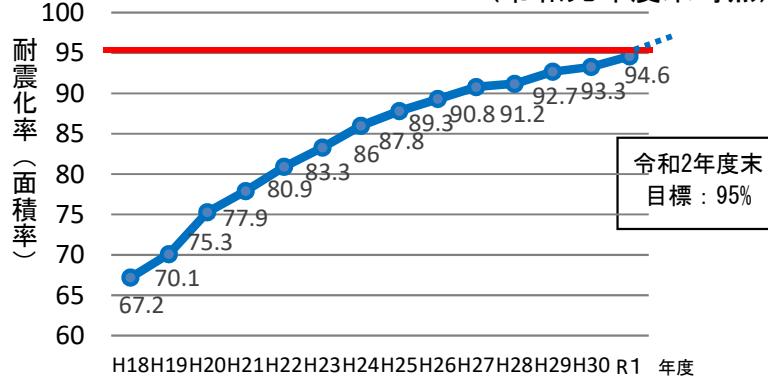
例) 耐震ブレース

【参考】官庁施設における耐震安全性の目標

対象施設	耐震安全性の目標	耐震性能評価値
○本省庁の防災拠点施設	大規模地震後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標。	1.5 (I類)
○地方ブロックの防災拠点施設 〔地方整備局など〕		
○県単位の防災拠点施設 〔地方気象台、海上保安部など〕	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標。	1.25 (II類)
○一般官庁施設 〔税務署、公共職業安定所など〕	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全を確保できることを目標。	1.0 (III類) 建築基準法相当

耐震化の現状

官庁施設の耐震基準を満足する割合：94.6%
(令和元年度末時点)



【令和2年度以降の方針】
令和2年度までに95%の官庁施設について所要の耐震性能を確保するべく努める。残りの官庁施設についても可及的速やかに耐震化を推進していく。

※ 第4次社会資本整備重点計画(H27.9.18閣議決定)
 目標：平成32年度末 95%

東日本大震災における天井脱落事故を踏まえ定められた技術基準に適合させるとともに、防災拠点の機能維持、避難場所の確保等を図るため、**大規模空間を有する官庁施設の天井について、地震時の天井対策を実施。**

天井脱落被害と関係法令等改正

東日本大震災、熊本地震において、**大規模空間の天井脱落が多数発生**

- ⇒ ・甚大な人的・物的被害が発生
- ・地震後の機能継続が困難となった事例が発生



東日本大震災の被害例

熊本地震の被害例

○東日本大震災における被害を踏まえた改正

建築基準法施行令及び関連省令の一部改正

公布：平成25年7月12日 施行：平成26年4月1日

対象（対策が必要となる天井）

- ・高さ6m超、かつ面積200m²超
- ・居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所
- ・天井面構成部材等が1m²当たり2kg超

○熊本地震における被害を踏まえた改正

防災基本計画（修正）

平成29年4月中央防災会議決定

○国、地方公共団体及び施設管理者は、**建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策**（中略）を図るものとする。

○国及び地方公共団体は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、**非構造部材を含む耐震対策等**により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。（※）

（※）平成29年4月に新設

官庁施設における天井耐震対策の実施

脱落によって重大な危害のおそれがあり、既存不適格である大規模天井について、耐震対策として**天井構成部材の補強を実施し、防災拠点の機能維持、避難場所の確保等を図る。**



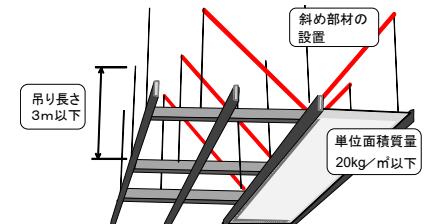
例：ホール（熊本地方合同庁舎）
(熊本地震では避難場所として使用)



災害時の体育館使用イメージ
(備蓄品等の保管場所として使用)



災害時の講堂使用イメージ
(職員の待機所として使用)



天井耐震対策のイメージ

災害応急対策活動の活動拠点となる官庁施設について、**大規模災害が生じた際における災害応急対策活動への支障のおそれを解消するため、自家発電設備の燃料槽の増設等を実施。**

大規模災害時における官庁施設の電力確保の必要性

○政府業務継続計画(首都直下地震対策)

平成26年3月閣議決定

庁舎の耐震安全化等、**電力の確保**、通信・情報システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保が必要。

【電力の確保】

非常用発電設備について、非常時優先業務及び管理事務を**1週間程度継続する**ために必要な**燃料を確保**するものとする。

○首都直下地震緊急対策推進基本計画(変更)

平成27年3月閣議決定

【目標】電力の確保

・中央省庁の庁舎において非常時優先業務及び管理事務を1週間程度継続するために必要な**非常用発電設備の燃料タンクについて、速やかに増設を行う。**

○防災、減災、国土強靭化のための3か年緊急対策

平成30年12月閣議決定

第2章 取り組む対策

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持
(2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保

発災直後において政府・地方公共団体が災害対応を行うに当たって必要な官庁施設、通信インフラなどの基盤施設・設備の機能が麻痺・停止する事態等を回避する必要がある。

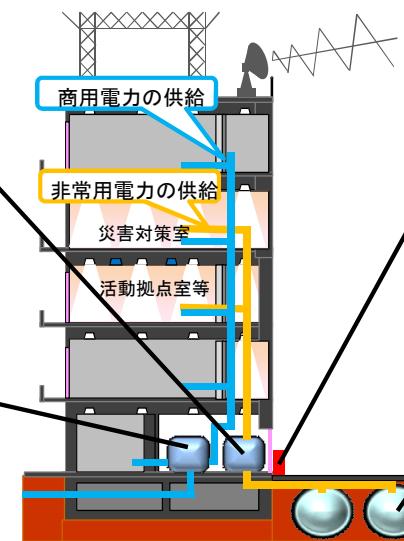
災害応急対策活動への支障のおそれの解消



自家発電設備の改修



受変電設備の改修



防潮板の設置



燃料槽の増設

的確な業務継続を実施



広域支援の立案・実行



情報収集・指令

官庁施設の電力の確保等(イメージ図)

国土交通省官庁営繕部では、木質系資材生産、施工等関係者の協力を得て、アンケート、事例調査等を行い、木造官庁施設の施工管理・工事監理に関する留意事項集のとりまとめを行った。

木造の公共建築物の施工に関する課題

- ・木資材調達にかかる制約条件への配慮が足りないことから、十分な工期が確保されないまま工事が発注されてしまう。
- ・木造特有のノウハウ等を知らないため、材料検査の方法・ロット・タイミング、施工精度の確認体制等必要な検討がされないまま施工計画を作成してしまう。

品質の低下、準備・施工期間の不足、建設コストへの影響等が発生

さらに、近年の木造の施工技術は多様化・複雑化しているが、このような施工技術に関する情報は、専門工事業者のみに限られたものとして扱われる傾向があり、木造建築物の経験が少ない技術者に対してわかりやすく体系化された公表技術資料が少ない。

留意事項作成までの過程

R1年度

木質系資材生産・施工等関係団体、最近の新築工事関係者等に対するヒアリング・事例調査

検討体制

「官庁施設における木造建築物の施工管理・工事監理の調査に関する検討会」を設置し、有識者の皆さんよりご意見をいただいた。

R2年度

R1年度に抽出した課題等を深堀りするための追加調査、留意事項としての取りまとめ

留意事項集

章構成	各章の記載事項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 実施工程表の作成 2. 施工図・加工図のチェック、承諾 3. 木材の合法性確認 4. 木材の調達、品質等 5. 工事現場における含水率の測定 6. 防腐・防蟻処理状況の確認及び見え隠れ部分等の処理 7. 地盤に接する鉄筋コンクリート周りのシロアリ対策 8. 接合金物・接合具 9. 複雑な接合部分の仮組立 10. 施工中の養生（運搬～集積・建方・建方後） 11. アンカーボルトの設置等 12. 基礎天端のレベル管理 13. 面材耐力壁等の施工 14. 断熱材及び防湿層の施工 15. 防耐火仕様の施工 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 留意すべき事項 ■ あらかじめ受発注者間で定めておくべき事項(施工計画書への記載内容) ■ 『公共建築木造工事標準仕様書』の記載事項 ■ 事例調査等で得られた他情報 ■ 関連規格・告示等 ■ 知っておきたい豆知識 <p>※各章に全ての項目が記載されているわけではありません。</p>

公共建築工事の発注者等へ向けて

本留意事項集の内容は、発注者側の監督職員、工事監理者のみならず工事施工者にも役立つものと認識。また、施工品質を確保するためには、企画・設計段階において検討しておくべきものがあり、そのようなポイントも解説している。本留意事項集が木造の公共建築物の整備促進と品質確保のため、幅広い関係者に活用いただくことを期待。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001411174.pdf>

公共建築相談窓口一覧

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000016.html



国土交通省

近畿地方整備局

組織		窓口	電話	内線
本省	大臣官房官庁営繕部	計画課	03-5253-8111	23227
				—
北海道開発局	営繕部	営繕調整課	011-709-2311	5730
東北地方整備局	営繕部	計画課	022-225-2171	5153
		保全指導・監督室		5513
	盛岡営繕事務所	技術課	019-651-2015	—
関東地方整備局	営繕部	官庁施設管理官	048-601-3151	5114
		計画課課長補佐		5153
		保全指導・監督室室長補佐		5513
	東京第一営繕事務所	技術課長	03-3363-2694	—
	東京第二営繕事務所	技術課長	03-3531-6550	—
	甲武営繕事務所	技術課長	042-529-0011	—
	宇都宮営繕事務所	技術課長	028-634-4271	—
	横浜営繕事務所	技術課長	045-681-8104	—
	長野営繕事務所	技術課長	026-235-3481	—
北陸地方整備局	営繕部	計画課	025-280-8880	—
	金沢営繕事務所	技術課	076-263-4585	—
中部地方整備局	営繕部	計画課	052-953-8197	—
	静岡営繕事務所	技術課	054-255-1421	—
近畿地方整備局	営繕部	計画課長	06-6942-1141	5151
		計画課課長補佐		5153
		保全指導・監督室	06-6443-1791	—
	京都営繕事務所	保全指導・品質確保課	075-752-0505	—
中国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	082-221-9231	—
	岡山営繕事務所	技術課長	086-223-2271	—
四国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	087-851-8061	5153
九州地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	092-471-6331	5153
		保全指導・監督室室長補佐		5513
	熊本営繕事務所	技術課長	096-355-6122	—
	鹿児島営繕事務所	技術課長	099-222-5188	—
沖縄総合事務局	開発建設部	営繕課	098-866-0031	5152

公共建築工事の円滑な施工確保対策関連通知等一覧①

項目	文書番号	日付	文書名
円滑施工	国営計第92号 国営計第188号 国営設第101号	H25.12.26	官庁営繕工事における不調・不落対策（施工条件の明示）について https://www.mlit.go.jp/common/001069508.pdf
	国営計第98号 国営整第131号 国営設第136号	R2.1.31	官庁営繕事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策への対応について https://www.mlit.go.jp/common/001329367.pdf
	国会公契第32号 国官技第268号 国営管第432号 国営計第129号 国北予第50号	R3.1.29 ※	国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001397957.pdf
営繕積算方式	国営積第1号	R3.4.23	『営繕積算方式』の普及・促進について https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html
積算数量のチェック	国営積第8号	R3.3.26	営繕工事積算チェックマニュアル https://www.mlit.go.jp/common/001226861.pdf
資材労働者不足	国営積第9号 国営整第140号	H29.10.25	「営繕工事における遠隔地からの建設資材等の調達費用及び労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について（通知） https://www.mlit.go.jp/common/001125382.pdf
適正な予定価格	総行行第86号 国土入企第1号	H27.4.28 ※	予定価格の適正な設定について https://www.mlit.go.jp/common/001206183.pdf
工期設定	-	H30.2.9	「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」について https://www.mlit.go.jp/common/001221146.pdf
	-	R2.3.23	公共建築工事における工期設定の基本的な考え方（事例解説） https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001334942.pdf
	-	R2.7.10	工期に関する基準（中央建設業審議会 決定） https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001357459.pdf
変更設計	-	R2.6.1	営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案） https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001347702.pdf

公共建築工事の円滑な施工確保対策関連通知等一覧②

項目	文書番号	日付	文書名
小規模改修	国営積第29号 国営整第299号	H28.3.25	「工期が著しく長期となる小規模改修工事の共通費算定」の試行期間の延長について(通知) https://www.mlit.go.jp/common/001125383.pdf
見積活用	-	H26.2	営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式」の試行について https://www.mlit.go.jp/gobuild/mitsumori_manyuaru.html
施工条件明示 (少量及び 僅少施工)	国営積第4号	R1.10.25	営繕工事における適切な施工条件の明示及び積算について https://www.mlit.go.jp/common/001315122.pdf
入札時 積算数量書 活用方式	国地契第80号 国営管第432号 国営積第23号 国北予第36号	H29.3.14	営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施について https://www.mlit.go.jp/common/001175782.pdf
	国営積第5号	R2.6.30	営繕工事における入札時積算数量書活用方式運用マニュアルについて https://www.mlit.go.jp/common/001206397.pdf
インフレ スライド	国営管第393号 国営計第107号他	H26.1.30	賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について https://www.mlit.go.jp/common/001039525.pdf
	-	H26.2	賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版） https://www.mlit.go.jp/common/001028156.pdf
工事の一時中止	(参考資料)	R2.10	工事の一時中止に伴う増加費用の積算について～「公共建築工事積算基準等資料」の参考資料～ https://www.mlit.go.jp/common/001368703.pdf
新型コロナ 対策	事務連絡	R2.4.22	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用の設計変更時における積算上の対応について https://www.mlit.go.jp/common/001344404.pdf
熱中症対策	国営計第6号 国営積第1号 国営建技第1号	R1.5.22	営繕工事における熱中症対策に係る費用について https://www.mlit.go.jp/common/001303915.pdf
週休2日 促進工事	国営積第4号	R2.6.23	営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定） https://www.mlit.go.jp/common/001341310.pdf

近畿地方整備局からの情報提供(企画部)

1. 週休2日確保に向けた取組
2. 近畿地方i-Construction大賞
3. 建設キャリアアップシステム

【概要】働き方改革実現に向けた週休2日

- 令和2年4月1日以降に公告する工事より、受注者希望方式における積算方法を、現場閉所の達成状況に応じた設計変更から、発注者指定方式と同様に 当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行う。

【近畿地整における週休2日取得の取り組み】

- 施工時期の平準化
- 適正な工期設定
 - 週休2日算定が可能な「工期設定支援システム」の導入
 - 工事着手準備期間・後片付け期間の見直し
 - 工期設定の条件明示
 - 工事工程クリティカルパスの共有
 - 余裕期間制度の活用
 - 工事工程の受発注者間の共有 近畿地整独自取組
- 週休2日を考慮した労務・機械賃料・間接費の補正

(R3年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

【地方公共団体への展開】

- 発注者協議会において、週休2日実施の目標値を設定、実施状況を今後公表。
- 全ての公共工事発注者が責務を果たしていくため、断続的にフォローアップを行う。

R3近畿地整における週休2日の取扱い

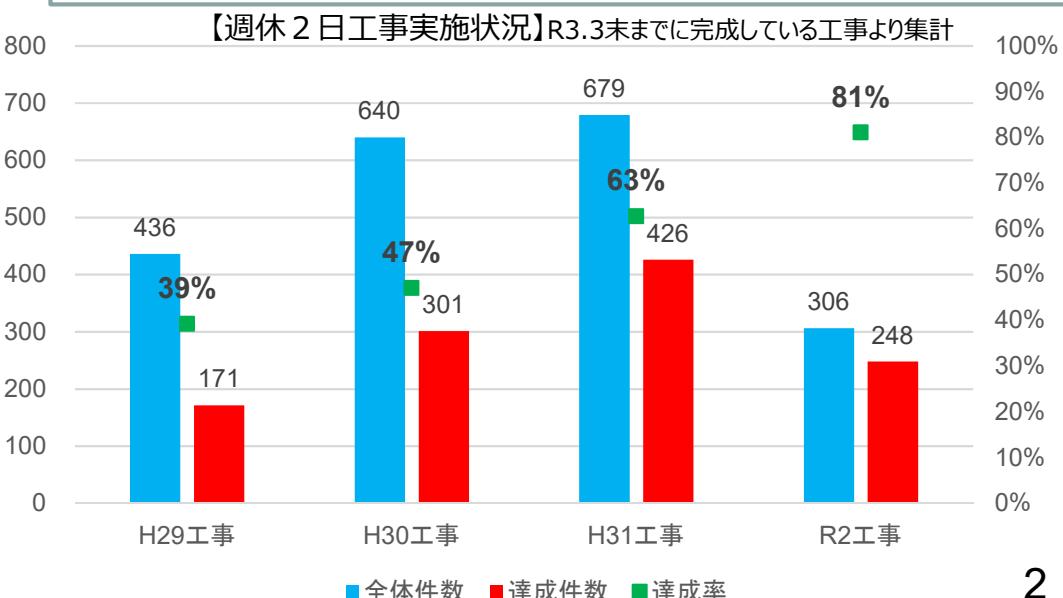
【対象工事】

維持作業等を除く、全工事を対象。
(維持工事及び現場閉所困難工事については、週休2日交替制モデル工事を適用する。)

【週休2日の考え方】

現場閉所率は工事着手日から工事完成日の内、巡回パト、保守点検等の現場管理上必要な作業等を行う場合を除いた現場閉所日を対象期間で除した割合をいい、現場閉所率により補正を行う。

ただし、発注者指定(3億円以上)は4週8休以上、発注者指定(3億円未満)および受注者希望は4週6休以上の現場閉所率の場合に補正する。



- 工期に制約のある維持工事や災害復旧工事・連続施工せざるを得ない工事においては、現場閉所の休日確保が難しく週休2日が浸透しにくい実態があることから、工期に制約のある工事でも休日拡大を図る目的で、週休2日交替制モデル工事を試行する。
- 令和3年度より、新たに現場管理費の補正係数を設定。

対象工事

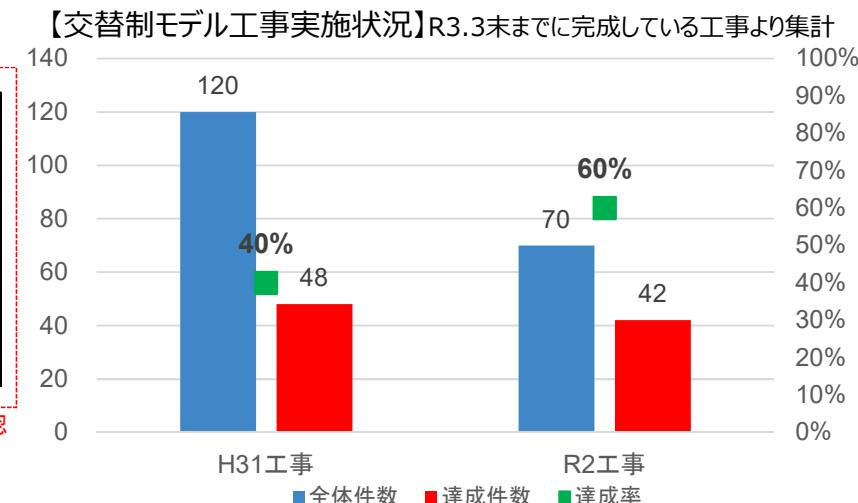
- 河川維持、道路維持及び道路照明施設維持補修にかかる工事又は作業
- 現場閉所困難工事（災害復旧工事など）

確認方法

- 施工計画書において、施工体制台帳上の元請け・下請けの全ての技術者・技能労働者（一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外）毎の休日取得計画がわかる計画工程表を明示。
- 各技能者・技能労働者の確認対象期間における休日日数を毎月の打合せ簿にて確認後、休日率を算出。
- 各技能者・技能労働者の各休日率から平均休日率を算出。

業者	氏名	工期	確認対象期間	休日日数	休日率	平均休日率
A建設	●●	365	270	70	25.9%	28.9%
	■■	365	270	75	27.8%	
	◆◆	365	270	81	30.0%	
	▲▲	365	270	76	28.1%	
B建工（一次下請）	○○	295	200	52	26.0%	4週8休以上
	□□	295	200	59	29.5%	
C電設（二次下請）	××	195	100	35	35.0%	

基準日前に確認 1箇月毎に確認 工事完成時に確認



補正方法

- 確認対象期間を工期で除した割合に標準補正係数を乗じ労務費及び現場管理費の補正係数を算出。
- 維持工事等で、工期が複数年度にまたがり、各年度で精算を行う場合は各年度毎に算出する。

(R2年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	-	-	-

(R3年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

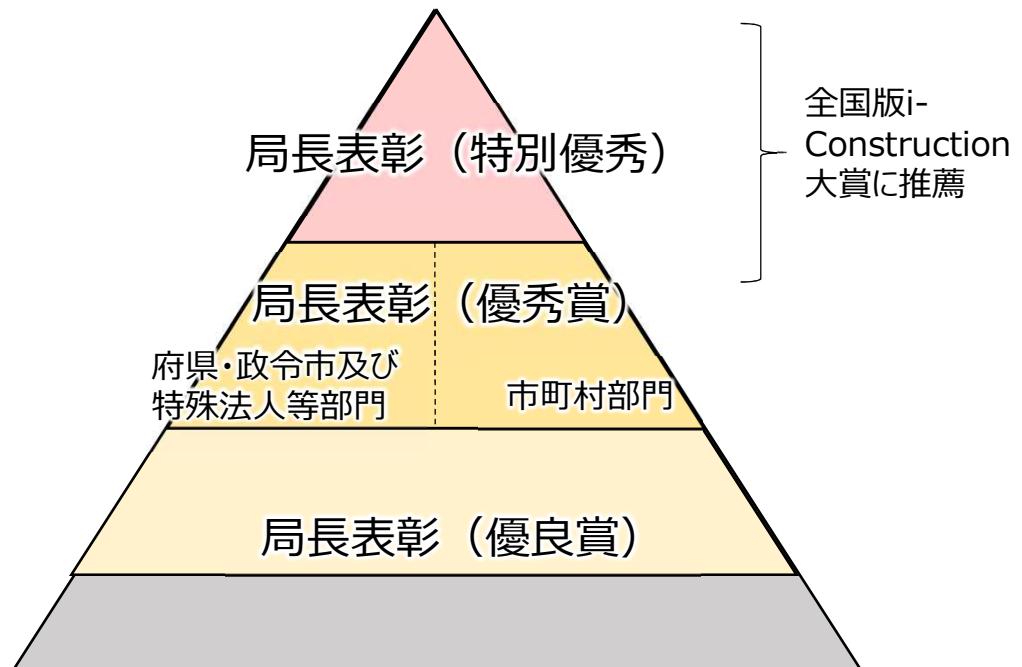
近畿地方i-Construction大賞

- 令和3年度より、近畿地方i-Construction大賞を創設し、募集を開始予定。
- 建設現場の生産性向上に係る優れた取組について、積極的な推薦をお願いしたい。

【推薦要件】 対象：特殊法人等、府県、政令市、市町村

・推薦にあたりi-Construction（ICT施工、BIM/CIMの活用、プレキャスト製品の活用、新技術の活用、工事書類の簡素化、遠隔臨場、講習会の実施等）に係る優れた取組として原則、**自治体において表彰を受賞した案件であること**。（ただし、表彰時期が本選考より後となる場合は、各機関の表彰要件を満たしている案件であること、表彰制度がない場合は、指名停止や事故による措置を受けていない案件であること）

■ R3年度



地整が一貫して案件を募集

(参考)【全国版推薦要件】 対象：直轄、特殊法人等、府県、政令市、市町村

・推薦にあたりi-Construction（ICT施工、BIM/CIMの活用、プレキャスト製品の活用、新技術の活用、工事書類の簡素化、遠隔臨場、講習会の実施等）に係る優れた取組として、**各地整等におけるi-Construction大賞の表彰候補としている案件であること**。

1. 概要

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用を、特記仕様書及び入札説明書に明記（契約事項）するとともに、その達成状況に応じて工事成績評点において、加点／減点するモデル工事を施工。

2. 対象工事

義務化モデル工事 一般土木工事（WTO対象工事） を対象とする。

活用推奨モデル工事 府県建設業協会より要望のあった4府県（大阪府、滋賀県、兵庫県、奈良県）の一般土木工事（C等級工事）を対象とする。（R3.7.1時点）

3. 試行内容

（1）特記仕様書に条件明示

- ① CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置すること
- ② 工事期間中の平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努めること
- ③ 工事期間中の平均就業履歴蓄積率（カードタッチ率）50%を達成するよう努めること

（2）施工段階

特記仕様書に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

- ・ 事業者登録率 / 技能者登録率 / 就業履歴蓄積率（カードタッチ率）

（3）工事成績評定（工事完成検査/成績評定時）

特記仕様書に記載された①～③の達成状況により工事成績評定で加点

※目標達成：1点加点（平均技能者登録率90%以上の場合2点加点）

※義務化モデル工事において目標を著しく下回った場合

（平均事業者登録率70%未満又は平均技能者登録率60%未満又は平均就業履歴蓄積率30%未満）：1点減点

※上記以外の場合：±0点

※また、目標値を著しく下回った場合、工事名、未達成の項目、要因及び改善策等を簡潔にとりまとめ、

発注者に報告し、公表することを求める。（活用推奨モデル工事は、目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点。未達成の場合は減点せず）

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**21都府県で実施予定**（他に5協会が検討中）
- 都道府県発注工事は、**22県が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明**
広がりをさらに加速化するため、様々な機会に知事等のハイレベルに直接働きかけることをはじめ、より一層取組を強化

都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
北海道		△
青森県		△
岩手県		△
宮城県	●	●◎
秋田県		△
山形県		△
福島県	●	◎
茨城県		△
栃木県	●	◎
群馬県	●	●, ◎(予定)
埼玉県	●	●(予定)
千葉県		△
東京都	●	△
神奈川県		△
新潟県		△
富山県		△
石川県		○
福井県		●(予定)
山梨県	●	◎
長野県	●	◎
岐阜県	●	●
静岡県	●	◎○
愛知県	●	△
三重県	○	●(予定)

<直轄Cランク工事>
 ● 都道府県建設業協会が賛同
 ○ 協会において検討中

*赤枠は令和2年11月以降表明されたもの

都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
滋賀県	●	◎
京都府		△
大阪府	●	△
兵庫県	●	◎(予定)
奈良県	●	△
和歌山県		△
鳥取県		△
島根県	●	△
岡山県	●	●
広島県		◎
山口県	●	●(予定)
徳島県		○(予定)
香川県	○	△
愛媛県		△
高知県	○	△
福岡県		○
佐賀県	○	△
長崎県	○	◎
熊本県		△
大分県		△
宮崎県	●	●, ◎
鹿児島県	●	●
沖縄県	●	△

<都道府県工事での評価>
 ● モデル工事等工事評定での加点
 ○ 総合評価における加点
 ○ 入札参加資格での加点
 △ 検討中
 *青枠は令和2年11月以降表明されたもの
 *桃色枠は令和3年4月以降導入を表明されたもの
 国土交通省調べ 等

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況 (R3.6.1現在)

【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点(R2年度は予定価格8000万円以上が対象)等

【山梨県】総合評価において加点

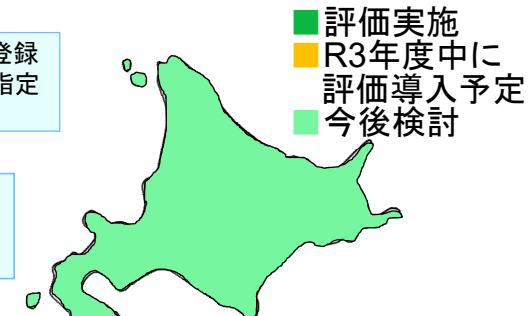
県土整備部発注工事(土木一式工事)において総合評価で加点(試行)

【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価(試行)
※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点



【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式(一部類型を除く)の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

※郡山市が入札参加資格において加点

【静岡県】総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

※浜松市が総合評価において加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

※その他の市町村では、茅ヶ崎市が総合評価における加点を導入済

(参考資料)
発注関係事務の運用に関する指針
に基づく取組(測量、調査及び設計)

予定価格の適正な設定

会 計 法（抜粋）

【第79条（予定価格の作成）】

契約担当官等は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、（後略）。

【第80条（予定価格の決定方法）】

予定価格は、競争入札に付する事項の総額について定めなければならない
予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮し 適正に定めなければならない。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（抜粋）

【第7条（発注者等の責務）】

第1項第1号 （略）適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める

● 適正な基準、単価の採用

- 積算に使用する積算基準は入札時点における基準を採用する
- 技術者単価は国土交通省において公表している設計業務委託等技術者単価により入札時点における単価を採用する



● 見積りによる積算事務の適正化

- 見積もり徴収により積算を行う場合は、見積もり徴収者に見積もりする内容が十分に伝達できるように努めるとともに、積算に用いた見積もりによる歩掛等は、参考資料として、工種毎の採用歩掛けの総人工数等の提示を行い、入札参加者が適正な見積もりができるように努める。

低入札価格調査基準

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされることとなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施し、履行可能性が認められない場合には、落札者としない

対象

- 予定価格が1,000万円を超える業務を対象として調査基準価格を設定。500万円以上1,000万円以下の業務では品質確保基準価格を設定
- (簡易)公募型競争入札方式(準ずる方式含む。総合評価落札方式含む。)、通常指名競争入札方式、(簡易)公募型総合評価落札方式(業務能力評価型)及び指名型総合評価落札方式(業務能力評価型)

対応

- 入札額が調査基準価格、品質確保基準価格を下回る場合(低入札業務)、以下の措置を講じる。
(低入札業務の措置)
 - 業務成績評定点が70点未満の業務は企業の業務実績として認めない(通常60点未満)
 - 業務完了後、業務コスト調査の実施。応じない場合、業務成績を最大10点減点
 - 過去の業務の業務コスト実績などの業務執行能力に係る詳細調査の実施
 - 優良業者表彰の対象外(技術者表彰は対象)
 - 積算歩掛に照査が含まれている業務は発注者の承諾を受けた第三者による照査を受けて納入しなければならない
 - 現地調査時における管理技術者等の現場常駐

予決令第85条の基準に基づく価格

予定価格が1000万円を超える業務で作成

- 調査基準価格(当該契約の内容に適合した履行がされることとなるおそれがあると認められる場合の基準)は次のとおり。

$$\text{調査基準価格} = (① + ② + ③ + ④) \times 1.10$$

業種区分	①	②	③	④	上限	下限
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8乗じて得た額	—	予定価格の10分の8.2	予定価格の10分の6
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	予定価格の10分の8	予定価格の10分の6
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	予定価格の10分の8	予定価格の10分の6
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	予定価格の10分の8.5	予定価格の3分の2
補償関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	予定価格の10分の8	予定価格の10分の6

調査基準価格に相当する基準価格の設定

●予定価格が500万円を超え1000万円以下の業務においては、調査基準価格の設定がないことから、低価格の入札・契約があった場合の対応ができない。このため、調査基準価格に相当する基準価格として、「品質確保基準価格」を設定する。

品質確保基準価格

業種区分	予定価格に対する割合
土木関係建設コンサルタント業務	75%
測量	78%
地質調査業務	82%
補償関係コンサルタント業務	79%

※業種区分は、業務に応じて、ひとつの業種区分の割合により算出。

※1,000万円超の業務における平均的な調査基準価格の割合を適用

履行期間の平準化

1. 目的

- 適正な履行期間を確保した上で、測量、地質調査及び設計の一連の流れを踏まえ、計画的な業務発注(早期発注)に努め、履行期限が年度末に集中することを防ぐ。
 →履行期限の年度末集中による受注者の作業時間・照査時間の不足に伴い発生する不具合を回避する。

2. 実施内容

- 中長期的には、当該年度に履行期限を迎える業務件数の比率が上半期50%、下半期50%を目指すこととし、令和3年度以降の履行期限については、当面の目標として以下の数値を四半期毎に履行期限を迎える業務件数の比率の目安とした上で、各地整等で目標を設定し、達成に努める。

令和元年度目標

第1～3四半期	30%以上
第4四半期	70%以下



令和3年度目標(案)

第1四半期	5%以上
第2四半期	10%以上
第3四半期	15%以上
第4四半期	45%以下
(翌債・国債等)	25%以上

令和3年度より繰越制度を積極的に活用し、履行期限を第4四半期とする業務を圧縮

将来

上半期	50%
下半期	50%



- 測量、地質調査及び設計の一連の流れを踏まえ、年内納期とする早期発注や国債・翌債の活用等により、適正な履行期間を確保した上で公告時期から履行期限までを考慮した四半期毎の発注計画を作成し、計画に基づいた業務発注に努める。

- 真に必要な業務を除き履行期限が3月とならないように配慮する。

- 業務履行中に関係機関協議等により、年度内に適正な履行期間を確保できなくなった場合は、適切に繰越手続きを行う。

3. 対象

- 測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務を対象とする。(ただし、発注者支援業務等及び環境調査など1年間を通じて実施する業務については対象外。)

適正な履行期間の設定

履行期間の確保

- 設計業務等標準積算基準書(参考資料)に定める履行期間の算定方法を参考に履行期間の確保を図る。
- 年末年始休暇、夏期休暇が含まれる場合はその日数も考慮する。

土木設計業務等の履行期間の算定方法

(単位:日)

工種	業務価格が3千万円未満の場合	業務価格が3千万円以上の場合
①道路橋設計等 ②道路設計等 ③道路計画等 ④トンネル及びトンネル設備の調査・設計等 ⑤河川構造物の調査・設計等	$Y_1 = 0.04X + 60$	$Y_2 = 0.01X + 150$
⑥河川の調査・計画等	$Y_3 = 1.3(0.04X + 60)$	$Y_4 = 1.3(0.01X + 150)$
⑦砂防関連の調査・計画・設計	$Y_5 = 1.4(0.04X + 60)$	$Y_6 = 1.4(0.01X + 150)$

注)Xは業務価格(単位:万円)とする。

調査・計画業務の履行期間の算定方法
下表に示す履行期間を最低限確保するものとする

業務価格	履行期間
1,000万円未満	3ヶ月程度
1,000万円以上2,000万円未満	4ヶ月程度
2,000万円以上3,000万円未満	5ヶ月程度
3,000万円以上	6ヶ月程度

適正な履行期間の設定

業務スケジュール管理表の作成及び管理

- 業務スケジュール管理表の作成、管理を試行する。
- 業務スケジュール管理表の作成及び管理は、原則として受注者が行うものとする。
- 受注者による確実な照査の実施のため、照査の実施時期、必要な期間及び照査技術者による説明の時期について、受注者と協議の上、その着手日、期限及び説明日を定め、業務スケジュール管理表に明記し、適正な照査期間の確保に配慮した業務スケジュール管理に努める。
- 業務スケジュール管理表には、クリティカルパスを記載するとともに、業務履行中に発注者の判断・指示が必要とされる事項について、受注者と協議し、その役割分担、着手日及び回答期限を明記し、履行期限までに業務が完了するよう円滑な業務進捗を図る。
- 発注者が想定する履行期間の内訳について受注者へ提示すること等により、受発注者間の良好なコミュニケーションを図るものとする。
- やむを得ず履行期間の延長及び契約内容の変更が必要となった場合は、業務スケジュール管理表を活用し、適切な履行期間の確保を図る。

対象

- 測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務を対象とする。
ただし、発注者支援業務等及び環境調査など1年間を通じて実施する業務については対象外。

適正な履行期間の設定

- 詳細設計の作業項目について、過去の作業期間に基づき履行期間を設定できる履行期間設定支援ツールを作成
- 「契約金額」「主たる工種」から実績に基づく条件確定時期等までの標準的な作業期間を表示
- 受注者による確実な照査の実施のため、照査の実施時期、必要な期間及び照査技術者による説明の時期について、受注者と協議の上、その着手日、期限及び説明日を定め、業務スケジュール管理表に明記し、適正な照査期間の確保に配慮した業務スケジュール管理に努める

「業務スケジュール管理表【履行期間設定支援型】」

右側に赤い矢印で指す部分：「契約金額」「主たる工種」の情報から、標準的な作業完了時期を表示（※）

①設計条件の確定（第1回照査報告）
 ②報告書とりまとめ時期
 ③成果照査・納品時期

※実績から平均、標準偏差等に基づき設定。

右側に示すグラフ：【設定イメージ】
 正規分布曲線の中央が平均、左右の範囲が標準偏差（σ）を示す。

各項目ごとの作業日数の実績が集計可能。

各項目の着手日、完了予定日を入力することでバーチャートを自動表示。

発注者側の履行期間設定イメージ

・契約金額、主たる工種等から標準的な業務内容→標準範囲の中央（平均）で各作業が完了

【契約金額】

- ①1,000万円未満
- ②1,000万円～2,000万円
- ③2,000万円～3,000万円
- ④3,000万円～4,000万円
- ⑤4,000万円～5,000万円
- ⑥5,000万円以上

【主たる工種】

- ①道路橋設計【詳細設計】
- ②道路設計【詳細設計】
- ③トンネル設計【詳細設計】
- ④河川構造物設計【詳細設計】
- ⑤砂防構造物設計【詳細設計】
- ⑥その他設計【詳細設計】
- ⑦その他業務

※ただし、「⑦その他業務」については設定支援のハイライト表示機能は未実装。履行期間の蓄積のための活用を想定。

（※）今回の試行版では、①～③をハイライト表示する機能を具備。次年度以降、実績データに基づき、個々の作業項目毎の標準期間の確認できるよう改善

適正な設計変更

土木設計業務等変更ガイドライン

【基本事項】下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。

1. 当初発注時点で予期しなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合
2. 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
3. 所定の手続(契約書第18条～第25条、共通仕様書第1121条～第1124条)を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
4. 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合(改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象)
5. 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

【留意事項】設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意する。

1. 受・発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
2. 受・発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。
※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
3. 設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受・発注者は遅滞なく行うものとする。
4. 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。
(プロポーザル方式の場合)

土木設計業務等変更ガイドライン

国 土 交 通 省
技 術 調 査 課
平 成 2 7 年 3 月



※契約毎に契約書、共通仕様書の対象条項等が異なる場合があります。

発注者・受注者の留意事項

- 発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手續の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答をいう。以下同じ。)の変更の円滑化を図る必要がある。
- 発注者は、必要な業務の条件(必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。)を明示した仕様書等を適切に作成するとともに、必要に応じて条件明示チェックシート等を活用し、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。
- 受注者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。
- 受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。
- 受発注者は、業務管理スケジュール表等による業務工程の共有や速やかかつ適切な回答に努めることが重要である。
- 受発注者は、合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。
- 受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

発注者の役割・責任と品質確保のための具体的取組み

取り組み項目		対策概要(目的・効果)
業務発注	①適正な履行期間の設定および履行期限の平準化 (H23～ 原則、全ての業務)※年間を通して行う業務は除く	<ul style="list-style-type: none"> 早期発注および適正な履行期間による業務発注に努める。 ⇒履行期限の年度末集中による受注者の作業時間・照査時間の不足によるミス発生を回避。 <p style="color:red;">【令和3年度目標】第1四半期 5%以上、第2四半期 10%以上 第3四半期 15%以上、第4四半期 45%以下、令和4年度への翌債・国債等 25%以上</p>
契約上の責任	②条件明示の徹底 [条件明示チェックシート(案)の活用] (H24～ 一部の詳細設計業務について試行 H25～ 適用工種を拡大して実施) [設計業務等 実施条件明示マニュアル(案)] (H28～ 平成28年4月1日以降入札公告を行う業務から適用)	<ul style="list-style-type: none"> 設計業務における発注者の条件明示の徹底 詳細設計業務発注時に、業務履行に必要な設計条件(基本条件や協議の進捗状況、貸与資料等)を発注者が確認し、適切な時期に受注者に明示。 ⇒業務履行における発注者の責任の確実な履行。
業務履行	③合同現地踏査の実施 (H23～ 全ての業務) ④業務スケジュール管理表の活用 (H23～ 全ての詳細設計業務) (H29～ 【履行期間設定支援型】試行) (R02～ 【検討業務型】試行) ⑤ワンデーレスポンスの実施 (H23～ 全ての詳細設計業務) ⑥ウィークリースタンスの推進 (H30～ 全ての業務)(R02～ 実施項目を追加) ⑦受注者による確実な照査の実施 (H28 照査体制の強化(赤黄チェック)を本格運用) (H29 詳細設計照査要領の改定)	<p style="color:red; font-weight:bold; margin-left:10px;">受発注者のコミュニケーション 円滑化の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務着手段階において、受発注者で合同現地踏査を実施。 ⇒設計条件・施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化・共有を図る。 地質構造の複雑な箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場の合同現地踏査等において地質業務の受注者等を参画させ、成果の品質確保・向上に努める(H29試行) 受発注者で合意した業務スケジュール管理表を活用。 ⇒発注者の判断・指示が必要な事項について、受発注者で協議し、その役割分担、着手日及び回答期限を定め、明記。 ⇒適切な履行期限の延期(繰越を含む)および、委託料の変更の必要性に関する資料として活用。 受注者により設計条件に関する質問・協議があった際は、その日のうちに回答。検討に時間を要する場合は、回答可能な日を通知。 ⇒円滑な業務の進捗を図る。 業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行。 基本事項の照査については、「詳細設計照査要領」に基づき実施することを特記仕様書で義務付け。 ⇒基本的事項の照査内容の統一を図り、成果品の品質確保を図る 業務スケジュール管理表に照査の実施時期・必要期間を明記することにより、適正な照査期間を確保。 ⇒照査期間に配慮した工程管理。 照査技術者自身による照査報告 ⇒受注者の照査に対する意識の向上。成績評定への反映。 入札段階における予定照査技術者の評価 ⇒優れた照査技術者を配置する企業を評価。 照査体制の強化(赤黄チェック)/照査費用の見直し ⇒データ入力時の不注意・確認不足による図面作成ミス(単純ミス)の防止。
検査	⑧発注者の行う検査範囲の明確化 「検査技術基準」および「技術検査基準」の策定 (H24～ 設計業務について試行 H25～ 調査設計、測量、地質、発注者支援業務等 のすべての業務で試行を実施)	<ul style="list-style-type: none"> 発注者の行う検査範囲の明確化による受発注者の責任分担の明確化 会計法に基づく給付の完了の確認ための検査と、品確法に基づく履行の過程及び成果を評価するための技術検査を明確に区分。 ⇒給付の確認ための検査範囲を超えるものは、受注者の責任により品質確保を図ることを明確化。 委託業務等成績評定要領の改定に向けた試行の実施(H29.4.10～H29.6.30に完了検査を実施する業務)

(参考資料)
『災害復旧における適切な入札契約方式
の適用ガイドライン』の改正について

平成29年7月に策定された「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」が令和3年5月に改正されました。

(改正のポイント)

- ・工事・業務双方の入札契約方式の随意契約や指名競争等の適用条件を明確化
- ・技術提案・交渉方式、事業促進PPP等の契約方式についての最新知見を反映
- ・地方公共団体の参考となるよう、入札契約方式の適用、体制確保等について、直轄事業との相違点や留意事項を充実

「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」新旧比較

1. 入札契約方式選定の基本的考え方	1. 入札契約方式選定の基本的考え方	改正点① 業務の追加
1.1 発注者の果たすべき役割	1.1 発注者の果たすべき役割	
1.2 入札契約方式選定の基本的な考え方	1.2 入札契約方式選定の基本的な考え方	
1.2.1 隨意契約	1.2.1 隨意契約	
1.2.2 指名競争入札	1.2.2 指名競争入札	改正点② 適用条件の明確化
1.2.3 通常の方式	1.2.3 一般競争入札	
1.3 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	2. 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	
1.3.1 確実な施工確保、不調・不落対策	2.1 確実な施工確保、不調・不落対策	
1.3.2 発注関係事務の効率化	2.2 発注関係事務の効率化	
1.3.3 復興・復旧工事の担い手の確保	2.3 復興・復旧工事の担い手の確保	改正点③ 最新知見の充実
1.3.4 円滑な事業執行	2.4 円滑な事業執行	
1.3.5 早期の復旧・復興に向けた取組	2.5 早期の復旧・復興に向けた取組	
2. 地方公共団体との連携等	3. 地方公共団体との連携、 地方公共団体の災害復旧における適用	
3. 大規模災害における入札契約方式の適用事例	【別冊化】大規模災害における入札契約方式の適用事例	改正点④ 地方公共団体に参考となる知見の充実
3-1 東日本大震災 [H23.3.11]		
3-2 紀伊半島大水害 [H23.9.4]		
3-3 広島豪雨土砂災害 [H26.8.19]		
3-4 関東・東北豪雨鬼怒川水害 [H27.9.9]		
3-5 熊本地震 [H28.4.16]		
4. 参考資料（入札契約方式の関係図書）	【別冊化】参考資料入札契約方式の関係図書	最新情報を適時反映できるよう、 事例編は別冊化